

イランの土地改革と農業社会の変容

——農業近代化のイラン的特徴——

後 藤 晃

I 序、イラン近代化政策と農業

II マルヴァダシト地方の農業

1. 農業と自然条件
2. 農業政策の展開と農業経営の概況

III むら農業社会と農民

1. 土地改革とむら農業社会の変化
2. <ガーヴ>権
3. 耕区制
4. <組>、農業経営における農民の組織
5. シェリーキ制（共同労働制）
6. 土地割替え制

IV 企業的農業経営

1. 土地改革と企業的農業経営の成立
2. 農場とむら農業社会の関係
3. 農場における雇用形態
4. 資本主義的生産関係
5. アブドルラーヒー農場の稻作経営

V 中 農

1. 中農の系譜
2. トラクター請負い業
3. 農業経営と土地所有形態
4. 中農とむら農業社会との関係
5. 中農ゴルバニーの農業経営

VI 土地改革以後の農村町の発展

VII 土地改革以後の近代化農政

I 序、イラン近代化政策と農業

石油産出国であるイランはこの20年間に急激な高度成長をとげ、工業化が進められてきた。1人当たり実質国民所得は1965年以降毎年8%を前後し、70年以降には石油価格の騰貴もあり10%をはるかに越え異常な伸びを示してきた。工業生産の伸びはとくに著しく外資導入による大規模工業化が近年における特徴である。¹⁾

このイラン経済の成長期はまた同時に国王の独裁による政治体制が確立した過程でもある。この経済的基盤は都市の商業および工業資本におかれ、国王自身大資本家として国王を頭にした国家的資本主義としての特徴を示し、これは中進国における絶対的な権力者による近代化として興味深い問題を提供している。

この国王のリーダーシップによる資本主義発展期に先立ちイランでは1963年に国王によっていわゆる「白色革命」が提唱された。1950年代の政治的危機をのり越えて政治体制が一応の安定を確保した時代であり、1) 土地改革、2) 工業化、3) 資源の国有化、4) 教育の4つを柱とし、イラン近代化の目標が示された。²⁾

この国王による近代化政策の最初の施策として1962年よりおよそ5年間で実施された土地改革がある。パハラビー王朝は1926年に成立以来、その体制的基盤を、外国資本、十分に成長していない都市の商業資本そして旧来の地主勢力においており、国王自身も地主として広大な王領地を所有していた。20世紀に入って農産物の国内および国外市場が開け、需要が拡大するに従って地主制は発展し、従来の大地主とともに商人、役人、地主等による土地投機が進み、商業的地主が大きく成長し、新村開発もこの時期に進められた。

イランの土地改革と農業社会の変容

1930年代から40年代に入ると都市における産業資本、商業資本の発展が急速に進み地主層による商業資本への資本の転換もみられてくるが、王制の基盤もしたがって土地から産業資本、商業資本へと移り、国王自身、1951年以降、王領地を売却しはじめ、みずから地主であることを止めた。近代化政策として打ち出された土地改革はこうした政治経済体制の変化に伴って実施されたのであり、王制のよって立つ基盤を大きく転換させ強化する政策であった。

イランの土地改革は大きく2つの段階に分けられる。まず第一段階は1962年の土地改革法にもとづく実施であり、これは比較的大きな地主が対象になった。大地主はイランでは数カ村ないし数10カ村の土地を所有したが、1カ村のみを残して他の村の土地をすべて農民に売却せねばならないという内容をもっていた。2割弱のむらがこの第一段階の対象となり、ここに農民による土地所有の村が成立することになった。

翌年この法律に追加法が加わった。これは第二段階に相当し、第一段階よりも地主に譲歩した内容をもった。第一段階の対象村の残りのむらが対象になり、政府の提示した後述する5つの道のいずれかを地主が選択する方法がとられた。ここでは土地の小商品生産農民が形成され、また他方で地主に対して近代的農業経営をおこなうという条件づきでかなりの割合で土地が保留されたためこの土地で地主による企業的農業経営が成立した。

要するに土地改革では地主制が廃止されて、小商品生産農民と企業経営者が生まれた。すなわち一種の二重構造が形成された。このうち企業的農業経営は土地改革後機械化農業を展開し高い農業生産性を示した。この点でイラン近代化政策としての土地改革は国王にとって一応の成功であった。しかし、他方で農民経営をみると共同耕作制が存在し、土地改革前の伝統的土地経営を改革後も残存させている。ここに企業的農業経営との間に農業生産力に大きな差を生じるようになった。そして、1960年代後半になるとこれは近

代化農政にとって農村における矛盾として意識されはじめた。とくに70年代に入り食糧需給が逼迫してくると農業生産に生産力問題が前面にあらわれ、むらの農民経営の停滞性が克服すべき課題として取りあげられるようになった。

こうしたむらに対してすでに1960年代末に土地改革の第三段階ともいいうべき政策が打ち出された。これは農業会社、農業公社の設立であり、土地改革以後伝統的土地区画による農民経営を集めて合理的な農業経営体を作ろ

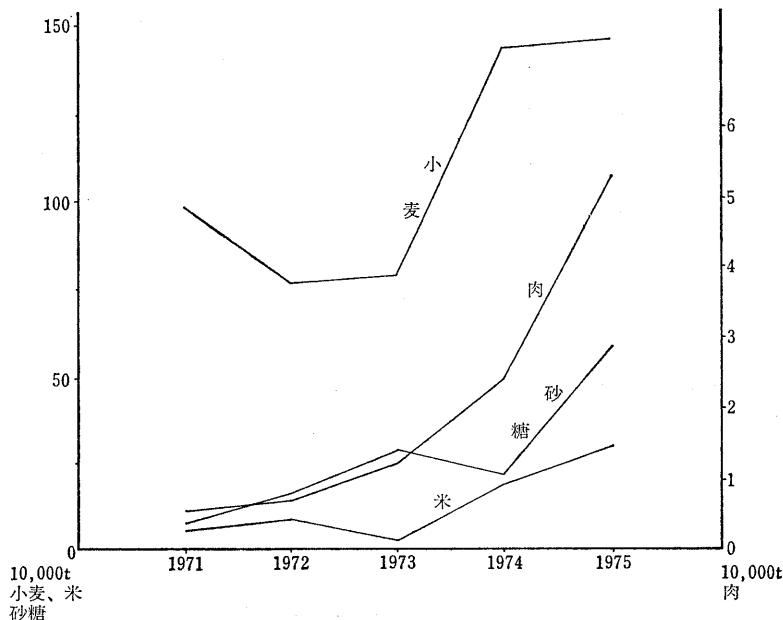


図1 農産物の輸入量

うとするものである。1976年段階で40万ヘクタール分が農業公社化し、フーゼスタン地方だけで8万ヘクタールがおもにアメリカ資本による農業会社によって経営されている。1978年以降もこの方向が農政の基調として推進され

イランの土地改革と農業社会の変容

る予定になっていた。³⁾

イラン農業は地方によってその形態を異にしている。しかし農業の近代化には概して2つの動きがあった。第一は分益雇役制の過渡的形態から地主が資本家の農業経営者として発展する動きであり、第二は分益小作農民が分割地農民、小借地農民として自営地経営を進める動きである。ともに土地改革以後の動きである。後者は伝統的土地経営形態が土地改革以後も広く残ったが先進地を中心に相当に展開している。これは農民による小農としての自立的発展であるが、土地改革後の農政はこの農民による農業経営を推進するのではなく農業会社化、農業公社化による短期に生産性向上可能な経営体の形成を目指した。すなわち資本家と国家による大規模農場経営であり、土地改革の第二、第三段階がこの方向での農業近代化の政策として施行されたのである。

この論文は土地改革後におけるイラン南部ファールス州マルヴァダシト地方の農村調査報告である。1972年と74年には西アジア農村調査隊のメンバーとして、77年には友人と共同で調査を行なった。ここではイラン農業の近代化過程、とくに土地改革後の過渡的時代に農村にみられる三つの経営形態、すなわち企業的農業経営、中農による経営、むらの共同耕地における農民経営について個別にその形成過程、現状を明らかにすることを目的としている。

- 1) J. Bharier, "Economic Development in Iran 1900-1970," Oxford 1971.
Iran Almanac 1977, p. 200.
- 2) M. R. Pahlavi Shāhanshāh, "The White Revolution of Iran." 1967, Tehran.
G. Lenczowski, "Iran under the Pahlavis," Hoover Institution Press, 1978,
pp. 104-124.
- 3) 農業公社、フーゼスタンの農業会社に関する主な資料 Vzārat Keshāvarzī va
Monab' Tabī'i, "Ashenāi ba Fāliathāi Markaze Tahqīqāt-i Keshāvarzī", Safi-
ābād 1976.
Vzārat Tāvon va Āmur Rustāhā, "Sherikathā-i Sahamī Zerā'i", Tehran, 1976.
Ministry of Water and Power, "Irrigation and Drainage Conditions of the

DIP", 1970.

D. R. Denman, "The King's Vista", London, 1973.

II マルヴァダシト地方の農業

1. 農業と自然条件

マルヴァダシトの谷平野はザーグロス山地の南部に広がる広大な農業地帯である。長さ約100 km, 幅平均25kmに及び、その真中をコル川が縦貫している。ザーグロス山地の中でも有数の農業地帯であり、農耕の歴史も古い。小麦を中心とする作物とし、春の谷平野は麦の緑におおわれ、夏は収穫後の黄色い風景に変わる。夏作は砂糖だいこんと棉を中心とし、その他アルファルファ、ケシ、米、ゴマ、ヒマワリ、野菜類がみられ、毎年の作付耕地のおよそ20パーセントを占めている。また羊、ヤギの飼育が農耕とともに農業生産に重要な位置を占め、麦の刈跡地にはこれら家畜が放牧されている。

マルヴァダシト地方の農業は歴史的にコル川の水と山からのガナートおよび泉の水によって維持されてきた。乾燥地灌漑農業地帯であり天水のみでは農業は成立しない。非灌漑小麦がわずかに作られてはいるが、その収穫は天候による偶然性が作用し、灌漑用水の利用可能をもってはじめてむらが成立する。

この灌漑用水を獲得するために多くの努力が積み重ねられてきた。コル川の水の確保にはダムが作られ、水路が引かれ、また山際の地下水の確保にはガナートが掘られ、また畜力井戸が掘られた。この灌漑施設の建設および維持には多大の資力と権力を要し、この谷の農業の繁栄、衰退もこの権力の興亡と大きく関わってきた。マルヴァダシト地方には遺跡が多い。アケメネス朝時代のペルセポリス、先史時代の住居跡、ササン朝時代の橋等々。しかしながら特徴的なのが灌漑施設の遺跡である。むらを成立させ、農耕を開始し、

iranの土地改革と農業社会の変容

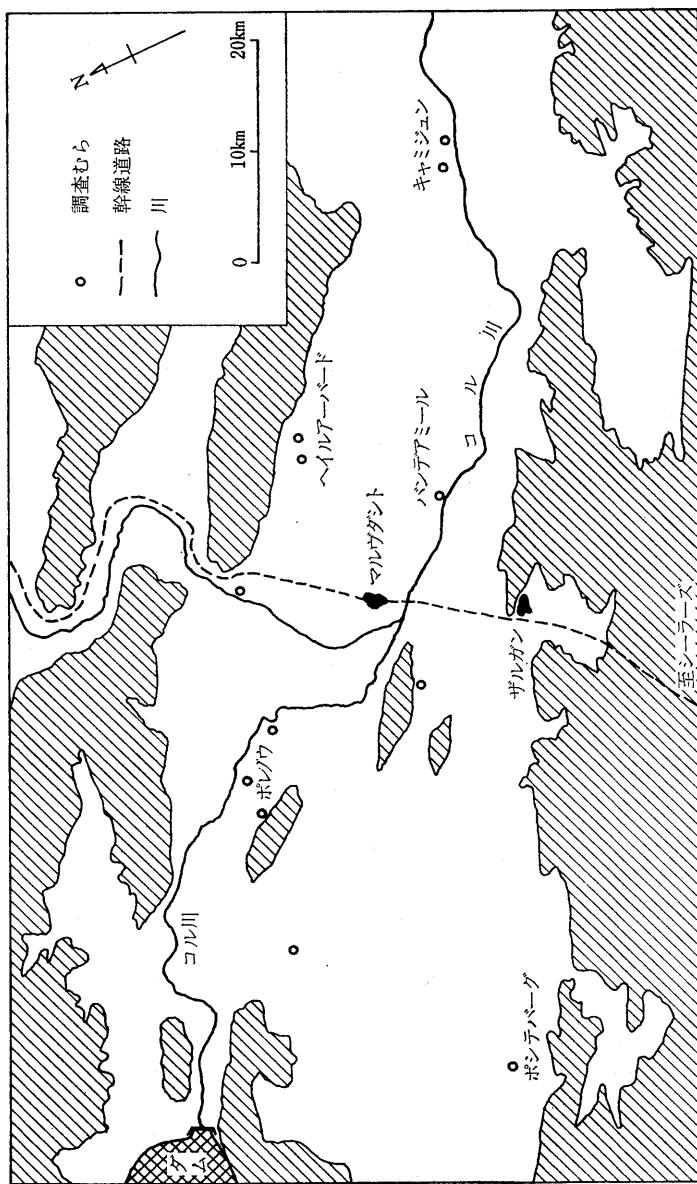


図2 マルヴァダントの谷平野

生産力を維持するためにこの施設の建設、維持が繰返され、1000年程前に建設されたダムが現在なお使われ、歴史を刻み込んだ水路が川の周辺で数多くみられ、山際にはガナートの堅抗の跡がすきまなく広がっている。

豊かな農業地帯ではあるが、また同時に羊やヤギの放牧のみに利用される未耕地もまた谷平野の中に広大に存在している。乾いた土地の上に丈の低い乾燥地特有の草がまばらに生えて来る。この未耕地には農業用地として利用可能な土地が含まれているが、しかし余分な土地としてあるのではなく、農業の再生産のため共有地として保持されている類のものでもない。農耕地は人口の圧力によってむしろ不足気味であり、企業的農業経営者、中農層の耕地の需要も大きい。未利用地であるのはその土地が農業に適していないためである。この未利用地を二つの範ちゅうに分けることができる。一つは土壌に塩分が強く本来農業に適さない土地であり、一つは灌漑用水が十分に確保できないため耕地化されない土地である。歴史的にこの後者の土地が水量によってフレクシブルに動いてきた。灌漑用水の手段を失なうか、水量の減少でかつて土地を放棄したむらも多く、また最近の傾向としてはポンプ井戸の建設によってこの未利用地の耕地化が進められている。1972年にコル川上流に巨大なダムが完成し、このダムの水を利用してこの広大な未利用地の耕地化が目指されている。国家権力と近代技術と石油による莫大な資金によってマルヴァダント地方の大規模灌漑を可能にし、最終的にこのマルヴァダントの谷平野の大農場化が青写真の上で計画されている。¹⁾

2. 農業政策の展開と農業経営の概況

マルヴァダント地方では1962年から66年にかけて土地改革が実施されるまでマーレキ・ライーヤト制と呼ばれる農業制度が存在した。これは分益小作制または分益雇役制に相当し1ヵ村が数人のマーレキ(mālik 地主)に分割所有されている場合もあるが、多くは1人のマーレキが1ヵ村ないし数ヵ村を所有していた。

イランの土地改革と農業社会の変容

マルヴダシト地方のむらは、1965年の調査では、人口が標準的むらで250人であり、所々に1000人を越える規模のむらが点在している。大きなむらでは耕地はいくつかのマズラエ (mazra'eh, 耕作区) に分かれている。むら農民はマズラエを単位に組織されており、この数は40数人から10人余りまでのばらつきがある。

マズラエ (耕作区) はマルヴダシトでは農民による農業組織の 単位 であり、このマズラエごとに一定の土地経営形態のもとに農作業が行なわれる。この土地経営形態は、農民間の組制度、共同労働制、また定期的割替えを特徴としている。

組制度は、マルヴダシト地方ではボネ (buneh), ボナッキ (bunaki), またハラーセ (haräseh) と呼ばれ、組は6人ないしそれ以上の農民を単位にした農作業上の便宜的組織であり、むらによっては共同労働の組織もある。

むらによってこの組はさらに小さな単位に分けられている。通常2人からなり共同利用耕地で共同耕作を行なう単位である。これはシェリーキ (sherik) と呼ばれ、このシェリーキ間で一般に割替え制がとられている。

マレーキ・ライーヤト制すなわち分益小作制、分益雇役制では農業経営の資本は土地所有者である地主と農民の相方で分担した。イランでは一般に五分割法がみられ、土地、水、役畜、種、労働の5つの生産要素に対して地主と農民がどれを出すかによって分益比率が変わり、農業経営の担い手も変わる。したがって地主は前貸し的性格をもち、その分益による地主取分は地代と利子の融合したものである。

地主は都市シーラーズに住む不在地主である。その系譜は様々であるが、20世紀に入り農産物需要が国の内外で拡大してきた過程で商品作物生産を目指して成長した商業的地主である。むらによっては地主と農民の間にモスター・ジエル (借地人) が介在しているが、彼もまたシーラーズに居住している。

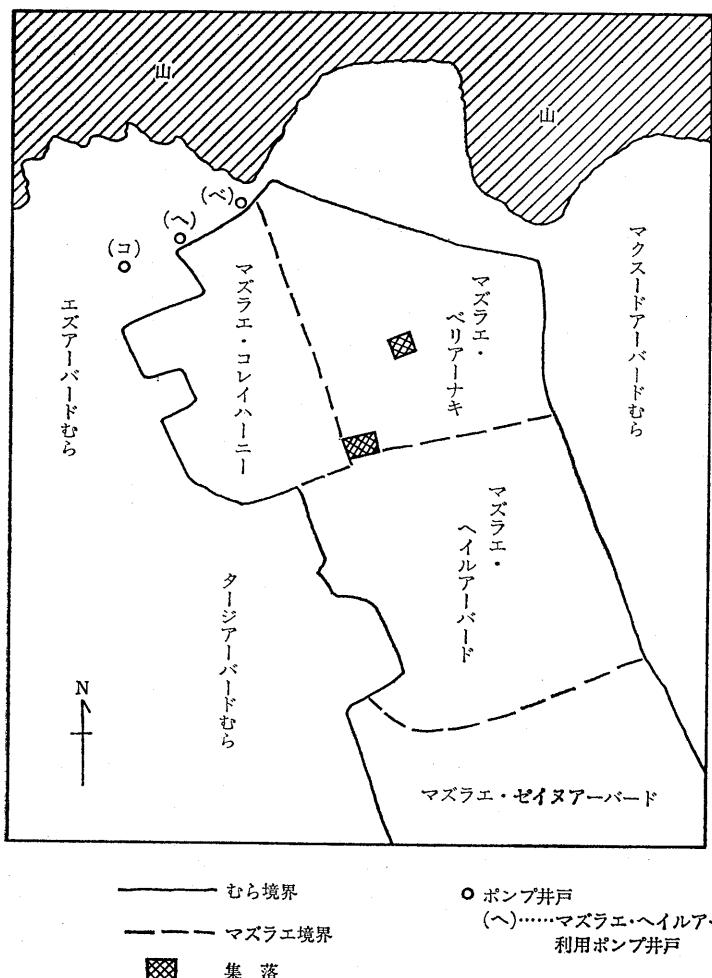


図3 ヘイルアーバードむらの4つのマズラエ

イランの土地改革と農業社会の変容

る。農村にはナマーヤンデ（差配）がいて直接農民に接し、農作業の監督、指示を行なっている。したがって地主によって農業生産の余剰を収奪される農村とその余剰を集中する都市とがきわだった対称として存在した。この地方都市の繁栄を地主経済が支えていたといっても過言ではない。

土地改革によってこのマーレキ・ライーヤト制は廃止された。この土地改革の第一段階の対象になったむらはマルヴァダント地方では少なく、8割以上のむらが第二段階の対象になった。この第二段階は政策的には地主に譲歩した形をとり、1. 賃貸、2. 売却、3. 分割、4. 地主と農民の共同の農業組織の設立、5. 耕作権の買い上げの五つのうち一つを地主に選択させた。マルヴァダント地方ではほとんどの地主がこのうち「分割」の方法を選択した。この「分割」は地主と農民の間で収穫物の分益比に従ってこの両者の間で土地および河川やガナートの水の利用を分けるという内容をもち、例えは調査を行なったポレノウむらの場合、灌漑冬作耕地では2対1、灌漑夏期耕地では1対1の比で地主と農民の間で土地を分割し、河川からの農業用水の利用もこの比率で分けた。²⁾

「分割」による地主割当て分はむら耕地全体のおよそ3分の2を占めたが、この耕地では、土地改革前のマーレキ・ライーヤト制を継続することが禁止され、機械化による近代的な経営が義務づけられた。そこで近代的な大農場経営者として変身することになる。土地改革はその契機を政策的に作り出したことになる。すでに1950年代末よりトラクター化が進み、農業労働の省力化を結果としてもたらし、マーレキ・ライーヤト制下の土地経営上農民の手による農作業が大幅に減少した。地主と農民との関係は農民の契約労働的性格が強まり、耕作権は弱まり、地主によって制度そのものを合理化する動きが地主権力の強化にともなってみられた。土地改革では雇用形態に一部従来からの遺制を残しながら企業的農業経営が形成された。マルヴァダント地方では約8割のむらが「分割」され、実際に土地改革は結果としてむらの約

3分の2の土地から農民を排除する一種の囲い込みであった。

他方囲い込みにより3分の2の土地から排除された農民は、残る3分の1の耕地において土地所有者となった。しかし個々の農民による分割地の取得ではない。所有権は地主から個々の農民に移動したのではなく農民の共同所有となった。このことは組制度、共同労働制、割替え制の伝統的土地区画整理事業がそのまま土地改革後にも残存したことによる。企業的農業経営を形成したと同時に農業経営においては伝統的土地区画整理事業を残し、農民の共同所有を存立させた点が土地改革のマルヴァダント地方での大きな特徴であった。

また商品作物栽培の発展の過程で形成されてきた中農層はむらの上層農民の系譜を引き、土地改革によって成長の契機を与えられた。規模は一般に15ないし60ヘクタールと小さいが集約的農業を展開させ、独立自営農的性格をもちらながら土地改革後にこの層も企業的農業経営を目指してその成長が著しい。

マルヴァダント地方にはこの異なる三つの経営体、すなわち企業的農業経営、中農の自営地経営、むらの農民経営がモザイク状に存在している。

土地改革以後企業的農業経営は、農業近代化の阻止要因が制度上除かれたため、自立的に技術的改良を推進することができ、急激に生産性を上昇させることができた。他方農民経営は外的なインパクトによってトラクター化、化学肥料投入等の技術的進歩がおこなわれながら進められているが、伝統的土地区画整理事業を残りしているため相対的に土地生産性を十分に上昇させることができていない。冬作でみるとヘクタール当たりの収量は企業的経営農場と比べてその60パーセント余りにすぎず、その停滞性を制度上のネックから打破することができないでいる。

政府による近代化農政は土地改革を1エポックとしているが、その後農業技術改良事業、化学肥料工場、農機具工場の建設、農村工業の発展、ダム建設、水路建設がおこなわれてきた。マルヴァダント地方はイラン国内でもとく

イランの土地改革と農業社会の変容

にこの公共投資が農業部門で大きく進められてきた地方であり、1972年には大ダム（ダリウシキャビールダム）が建設され、それにともなう水路網の建設、さらに畜産加工工場、化学肥料工場、精粉工場等の建設が行なわれた。大ダム完成時にはマルヴダント農業開発の青写真が作られた。これによるとこの谷の大牧草地化が目指されていた。当時イランの食糧不足問題が顕在化してきており、ダム建設にともなう農業基盤の確立にともない生産性の高い農業組織の形成が考えられていた。そこでこの計画にとって桎梏となるのが、むらの農民経営である。マルヴダント地方では1973年以来、ダムから農業用水を引くようになったむら5ないし8を集めて農業公社を作りはじめ、1977年現在7農業公社が設立されている。この農業公社では政府の役人が「技術者」として経営の実権を握っている。農民は農業公社の単なる労働者として農耕に従事し、経営に対する権利を実質的に失なっている。この農業公社の設立の動きはマルヴダント地方ではまさに土地改革の第三段階というべき制度上の大きな変化である。

マルヴダント地方はこの15年、大きな変化の波にある。これは土地改革にはじまり、近代化農政の一環としての公共投資、ダム、水路建設にともなう農業開発計画、そして農業公社化の動きである。この大きな流れの中で農村が実際にどのように変化しているか、過渡的時代の農業関係、農業経営を次に個々に示そう。

1) *Iram Almanac 1972*, p. 803.

2) ポレノウむらの土地改革時における農地売買契約書には次のように記されている。「一方では地主たちと、他方では36人分の耕作権における36人の農民との間で、収穫物の配分比に応じて分割の対象となった（灌漑農地の、冬作は3分の1、夏作は2分の1、非灌漑作物の5分の4が農民の取分である）」「その土地はコル川の水をラームゼルド堰から引く840株のうちの22株の水利権をもち、その配分は水国有化法にもとづく（すなわちポレノウ村の分割農地の灌漑農地においては、冬作の3分の1、夏作の2分の1が農民の取分である。したがって上記の買主たる農

民の水利権は全体の分割農地の灌溉農地の全水利権からこの比率による。」(勝藤猛
「イラン国ポレノウ村の農地売買契約文書について」『史林』58-4, pp.146-7)

III むら農業社会と農民

1. 土地改革とむら農業社会の変化

マルヴァダシト地方では、土地改革によってむら社会が一時的にその共同体的な性格を強める傾向がみられた。土地改革以前のむらが共同体的なむらであったか否かについては議論のあるところであるが、20世紀に入ってからは市場での販売を目的として地主経営的傾向が強められる中で共同体的性格はむしろ弱められてきていた。

土地改革によって一時的に共同体的性格を強めたのは次の理由による。

- 1) 土地改革以前の地主制下で土地経営方式として共同労働制、割替え制が一般的にとられ、農民は個々の分割地をもつ小作農ではなかったこと。
- 2) 土地改革は、地主と農民間の「分割」による農民の土地所有の成立が農民個々の個別分割地の所有ではなく、農民の共同所有であり、従来の土地経営形態はそのままに、土地所有権と経営をむら単位で、また小地主の場合はそれ以下の集団を単位に移行させたことである。

要するにむら農民社会の共同体的な土地関係、伝統的土地経営による共同経営が成立する契機が土地改革で与えられた。もっとも一時的に共同体的性格を強めたとはいってもその後の農業技術の進歩にともなう生産力の増大という内的契機と、イラン全体の高度成長による農村地域経済構造の変化という外的契機によって共同体的性格は弱体化の方向に進み、共同労働制、割替え制は徐々に廃止され農業経営の個別化の傾向が進みはじめている。

20世紀に入って、とくに1920, 30年代頃、イランの農産物に対する国内お

イランの土地改革と農業社会の変容

より国際的需要の拡大とともに分益雇役制が発展した。既存のむらでは地主によって農業経営の地主経営への再編が進められ、また他方で土地投機がすすみ、灌漑施設への投資によって農耕地開発を行ない農民を集めて数多くの新村の建設がみられた。

マルヴァダシト地方では、地主、商人、また役人、軍人等によって水利施設への投資と新耕地開発が盛んにおこなわれたが、ここでは当時政治権力によって打ち出されていた遊牧民定着政策に対応して、定着遊牧民の労働力をもって農業経営を行なうむら建設が1930年前後に広く進められた。ポレノウむらもそうしたむらの一つである。こうして地主層、商人層によって形成された新しいむらでは、農民は地主が資本を投下して作った農場における雇農的な性格を強くもち、集落は地主によって建設された農場経営のためのいわば「飯場」と表現するのが適当である。¹⁾ 農民の耕作権はきわめて弱く、地主の恣意によって農業経営のための農民組織に必要な数だけ雇われ、また解雇された。しかしこの分益雇役制では農耕に際して経営組織として組制度、2人単位の共同労働制（シェリーキ制）がとられ、農民の利用耕地の定期的割替えが行なわれた。この新村においてとられた土地経営方式はマルヴァダシト地方の伝統的なむらの方式の踏襲であるが、これはまた雄牛2頭引き犁利用等の伝統的農法が規定的役割を果した。新開地でのこの土地経営はしたがって伝統的なむらと異なり単に経営上の方法であり、雇農の労働組織であり共同体的性格をもつものではない。

土地改革はこの新村に次のような形で作用した。第一に、むらの住民の中で耕作権をもつ者を固定した。地主制下ではむらは農民のプールであり、雇う農民を地主の意志で適当数決め、その働きによって隨時入れ替えた。しかし土地改革時には耕作権をもつ農民ともたない非農民を分けて固定化した。第二に、土地所有権は地主からこの耕作権をもつ農民に移ったが、農民全体による共同所有権であり、農民は個々の分割地所有権を取得したのではない

い。第三に、したがって農業経営の主体も地主から農民共同へと移り、農民は土地改革前と同様の土地経営形態と強い耕作強制の下で農作業に従事した。要するに農民は伝統的土地経営形態をそのまま維持し、管理は農民が共同で行ない、土地の共同所有権者となった。したがって農民は単なる雇農から共同体的性格をもつ農民社会の構成員となった。

一方、この新開地農村と異なる古い歴史をもつむらの場合、ラムトンが「村落構造の基礎をなしている一般的原則からみて集落の原初形態は共同体的なものであり、個人の権利は共同体の上級権利から派生した」といい、実証的に証明しているように²⁾原初的には共同体農村であった。この共同体の上に帝権による官僚的徵稅官がのり、トーニール制による下賜地保有者がのり、地方権力による大土地所有者がのり、また征服によって部族がのったが、歴史的にむら共同体自体に大きな変化にみられていない。

19世紀末からの商業的地主制の発展は農村における分益雇役制を発展させ、むらによって違いがあり、一般化はむずかしいが、概して農民はその永小作権を失ない、地主への雇農へと転落していく傾向を示している。したがって一般にむらの地主制の形態は土地所有者が農業経営資本の一部を出すが農民に経営権が相対的に強くある分益小作制と地主が農業経営を行なう分益雇役制との間に位置しているといえる。この古いむらの場合も土地改革によって土地は農民の共同所有となり、従来の土地経営形態を継続して取った。しかしこの農民による共同所有も農民自体にとっては所有意識は弱く、刈跡地、未耕地の共同利用のあり方からみても共同体的所有の性格をもっている。

次いで土地改革以後のむらの土地所有関係、農民の権利関係、土地経営形態について実態調査にもとづいて詳しく述べなければならない。ここで取りあげるのはポレノウむら、ヘイルアーバードむら、キャミジョンむらの3つのむらであり、ポレノウむらは河川から灌漑用水を引き、50年余り前に形成

イランの土地改革と農業社会の変容

された典型的な遊牧民定着村であり、ヘイルアーバードむらもその歴史は新しい。キャミジュンむらは900年の歴史をもつダムより水を引き、このダムとともに古いむらである。

2. <ガーウ>権

ポレノウむらおよびヘイルアーバードむらでは個々の農民のもつ権利は<ガーウ gāv>と一般的に呼ばれている。「私は<ガーウ>をもつ」と表現する。本来ガーウは牛の意味であり、農耕の基幹作業である耕起、整地、脱穀の諸作業に牛が不可欠な生産手段であった事から言語上の起源がある。トラクターの普及以前には農民は農耕用の雄牛を1頭もった。そして農民が2人で対をなしその所有する雄牛2頭で1つの犁を引いた。したがって農民2人が耕作労働の基本的な単位をなした。すなわちこの農民1人プラス雄牛1頭で耕作する農民の権利が1<ガーウ>である。⁴⁾もっとも土地改良以前には、農民の耕作権がこのむらでは非常に弱かったために農民の権利というよりも、地主の農業経営における農民組織の単位といった方が適当である。

1<ガーウ>にもとづく農民1人当たりの耕作面積は、マルヴダント地方では9乃至10ヘクタールであり、比較的一定している。耕地全体の中で約8割は冬作の二圃制をとっているため毎年の耕作面積は約半分の4.5~5.0ヘクタールとなる。これはおそらく雄牛1頭で耕作可能な適正な面積であると思われ、雄牛2頭で1つの犁を引くため雄牛2頭、農民2人で耕作可能な適正な面積がこの地方では9~10ヘクタールであるといえる。⁵⁾

土地改革以後、ポレノウおよびヘイルアーバードむらでは、総ての農民が1人当たり1<ガーウ>を権利として持ち平等である。しかしこれは、平等の原則に基く共同体的関係より生じたものではなく、地主制下でとられた一定の土地経営形態と農民の耕作権の弱さの結果である。すなわち、土地改革以前、耕作権の非常な弱さから農民は地主の恣意で容易に土地から追われる雇

農的存在であり 1人当りの耕作可能な面積が土地経営の適正規模の観点から 1<ガーヴ>の面積に相当した事から、土地改革後農民が耕作権をもつ農民になった段階で、外見上総ての農民が 1<ガーヴ>をもつ本来平等な農民社会のような形をとった。

現在ポレノウおよびヘイルアーバードむらでは、1人の農民が数<ガーヴ>を所有することはなく等しく 1<ガーヴ>を所有するが、しかしポレノウむらより約10 km 離れたマーレキアーバードむらでは、2<ガーヴ>もちが相当数みられ、また 1/2<ガーヴ>もちも若干みられた。これは最近の農業公社設立に際しての土地評価作業から明らかにされたがこの場合 1/2<ガーヴ>は耕作権を農業公社に引きあげられる際に持分が分割されたものであり、実際の分割ではない。2<ガーヴ>もちは本来雄牛2頭およびそれで耕作可能な耕地の耕作権を農民1人で所有していたと想定されるが、しかし、イランでは一般にイスラム法に基く分割相続によって分割されるのが共通に見られる傾向であり自然の形では農民1人当り 1<ガーヴ>に収斂されると想定される。また土地改革後、<ガーヴ>権は農民所有の物件になったため売買によって集中する農民が現われるであろうが調査時にはまだ土地改革後10年程しかたっておらずその傾向はまだ表面化していない。

しかしぬらによつては、この<ガーヴ>に相当する権利をすでに土地改革以前に集中している農民がいる。これはコル川下流域の歴史的古いむらでみられるが、土地改革前においても農民の耕作権が比較的強く、地主の雇農ではなく農民が経営に強い主体性をもつた分益小作農民であり、農民間での<ガーヴ>持ちともたぬ者への分解がすでに進んで来たのである。

むら耕地に対する農民の権利は分割地における個別所有権ではなく、むら耕地は農民の共同所有であり、個々の農民は共同所有地に対する農民総数分の1、すなわち総<ガーヴ>数分の1の所有権をもつ。土地改革では耕地を個々の農民に分割する方法がとられず、むらまたはマズラニを単位に売却し

イランの土地改革と農業社会の変容

表1 農業公社設立に際しての農民の土地評価表の一部
(マーレキアーバードむら)

農民の記号	播種量 (マン)	灌漑地面積 (ha)	土地の価格 (リアル)
A	270	11	61,000
B	270	11	61,000
C	135	5.5	31,000
D	540	22	121,000
E	270	11	61,000
F	270	11	61,000
G	540	22	121,000
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮

たために従来の共同労働制、割替え制を基本とした土地経営方式をそのまま継続し、土地所有は地主から農民個々人にではなく農民共同へと移った。したがって耕作地の利用も個別に分割された自営地の利用ではなく、毎年割替えによって決まる割当耕地の利用であり、無境界の耕地内の1<ガーヴ>分の土地の利用である。

むらの農民経営は、共同労働制、割替え制、開放耕地制による強い耕地強制、耕作強制が存在している。農民の1<ガーヴ>の権利には耕作権と同時にこの強制に従うことが義務づけられている。農作業の手順、日時は全体との関係で決まり、作付作物も自由ではなく、施肥量、播種量も個別の判断が認められない。

灌漑用水はむらまたはマズラエを単位に引かれ、この用水に対して農民は共同水利権者になっている。ポンプ井戸の場合、共同で所有し、共同で管理および費用負担を行なっている。この灌漑用水の利用権も個々の農民は総<ガーヴ>数分の1をもち、農民間で輪番制をとって平等に分けている。

3. 耕 区 制

むらまたはマズラエは大きく二圃耕地と三圃耕地に分けられている。二圃耕地は冬作の小麦、大麦の作付けと休閑を一年ごとに繰返している耕地であり、三圃耕地は冬作の小麦と棉、砂糖だいこん等の夏作と休閑とを繰返している耕地である。

各耕地はそれぞれさらに細かく耕区に分かれている。三圃耕地の場合一般に3耕区に分けられていて、ある年に1耕区が冬作を作付けると他の2耕区は夏作作付けと休閑であり、各作物の作付けと休閑を循環させている。図4はマズラエの典型的な形であり図式化したものである。

耕地を耕区分けする理由として次のような点をあげることができる。

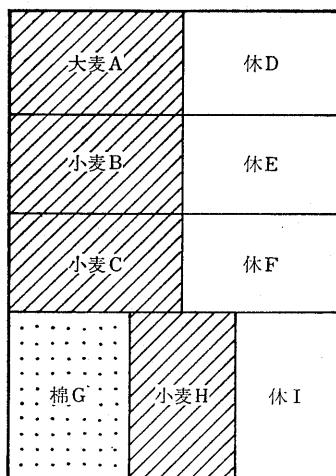
第一に、三圃耕地において作付循環を行なうのに耕区分けが必要であり、耕区間を循環させる。

第二に、むら、またマズラエ耕地は場所によって条件に差があり、水路より導水の条件、土壤の良否の条件等に差が生じる。耕区分けは農民が各耕区に一地条をもつことでこうした条件の差を除く目的をもっている。農民間の不平等を避けるためである。

第三に、各耕区の地条が農民2人の共同労働（シェリーキ）で作業を行なう適正規模という点から耕区面積が決められる。歴史的には犁耕が基準になっているが、現在では灌漑労働がおもな基準になっている。水利施設によって単位時間当たり流水量が異なるが、2人の地条はその規模が一回の蓄水時間で灌漑可能な面積である。ポレノウむらでは6時間であり、ヘイルアーバードむらのマズラエ・コレイハーニーでは24時間である。そしてこの農民全体の地条を総計したものが耕区の規模である。

第四に、灌漑には灌漑を行なう時期が大切である。とくに冬作の播種後の第一回目の灌漑は秋から冬にかかる時期に当り、耕地全体に灌漑を完了させ

イランの土地改革と農業社会の変容



A.B.C.D.E.F は二圃耕地
 冬作(小麦、大麦)一休閑一冬作
 G.H.I は輪作耕地
 夏作(棉、砂糖ダイコン)一小麦
 一休閑一夏作

図4 土地利用の模式図

るには20日から1ヶ月以上の期間を要し、その期間中に気候おもに気温と雨の条件が変化する。とくに旱魃時には灌漑の時期が収穫に大きく作用する。したがって農民の平等をはかるのに耕区単位の灌漑が必要となる。

要するに耕区制は農作業の適正規模という観点と農民間の平等の観点、さらに輪作の土地利用の観点という三つの点で不可避的にとられている制度である。

4. <組>、農業経営における農民の組織

むらまたマズラエは一般に<組>に分かれる。組は農民の組織であり、組耕地をもつ。マルヴァダント地方の中でもこの名称は異なり、コル川上流域で

はボネ (buneh), ベイザ (マルヴァダント地方の西部) ではボナッキ (bunak), コル川下流域の水田が灌漑小麦とともに広くみられる地域ではハラーセ (harāseh) と呼ばれている。またポレノウむらやヘイルアーバードむらでは特別な呼び名はなくグループと言っている。この〈組〉の内容も地域ごとに異なり、キャミジュンむらでは、ハラーセは共同耕作労働の単位であるが、ポレノウむら、ヘイルアーバードむらでは、〈組〉はむらの土地經營のための単なる便宜上の組織であるにすぎない。

ポレノウむらの場合、むらには1〈ガーヴ〉をもつ36人の農民がいる。すなわち合計36〈ガーヴ〉あるが、この36人は10人、12人、14人からなる3つの組に分かれている。図5にみるようにむらの耕地は耕区に分けられているが、各耕区はまたこの3つの組によって3分割されている。各組はしたがってこのすべての耕区に組割当ての耕地をもち、毎年作付けられる耕地は全耕区の半分の6耕区であるから、各組は計6の組耕地をもつことになる。

灌漑作業に必要な畦畔は毎年播種後に作られる。開放耕地制がとられているため畦畔が作られるまで耕区また組間の境界は景観から判別することは不可能である。しかし耕地の端の境界標の石や特定の目標物を基準にして境界標の石を結んだ線、また境界標から遠方の目標物を望んだ線によって明確に区切られている。

〈組〉はさらに共同耕作労働の単位である2人また4人で構成される〈シェリーキ〉(後述) に分かれ、組耕地もさらにシェリーキを1単位とした地条に区分されている。毎年各組内でシェリーキ間で利用地条の割替えが行なわれている。

1972年10月下旬、ポレノウむらの3組のうちの1つである12人組のメンバー12人がむらの広場に集まっていた。小麦、大麦の播種の時期が近づいたため、組耕地を共同労働の単位であるシェリーキの地条に分ける必要があり、その抽選に集まつたのである。この年の12人組は4人で1シェリーキを作っ

iranの土地改革と農業社会の変容

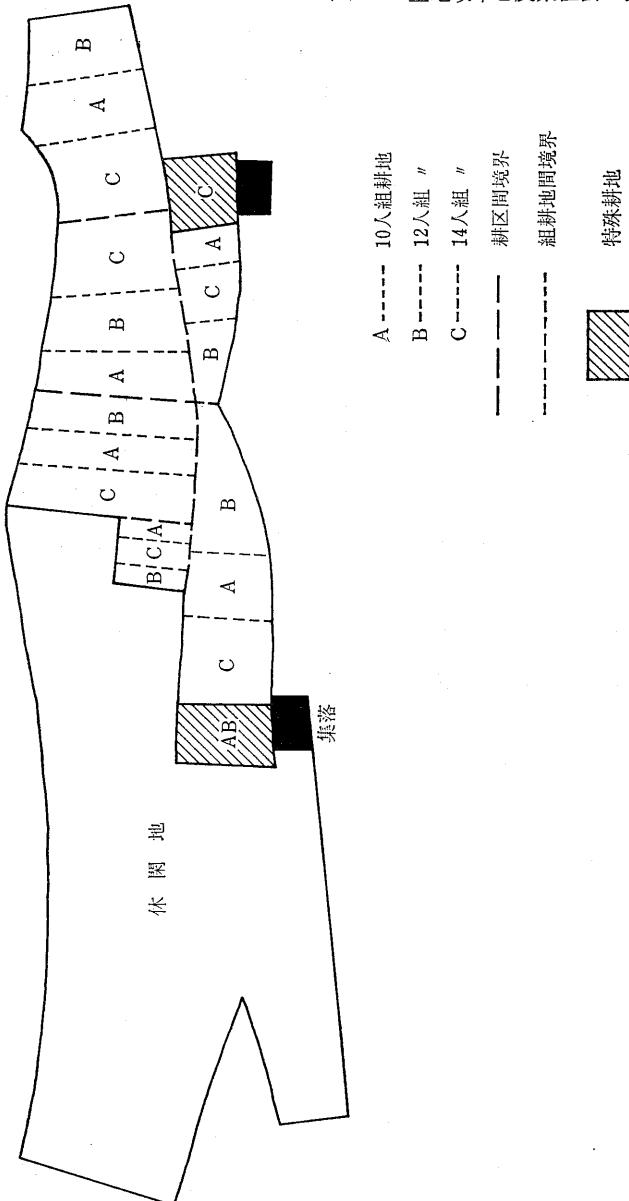


図5 ポレノウマラ農民36人の組耕地

た。したがって12人組耕地は3地条に分割される必要があった。すでに測量はなされていた。紙切れに各地条の位置が書き込まれ、紙は縫られ、これを各シェリーキの代表がくじ引きのように引いた。そしてその年の各耕区内組耕地における利用地条が決定された。

こうした組および組耕地のシステムはヘイルアーバードむらのマズラエ・コレイハーニーの場合もほぼ同じである。農民は18人であり6人ずつが3つの組を作っている。すなわち各耕区は等しい3つの組耕地に分かれている。ここでは共同労働の組織であるシェリーキはすべて2人を単位としている。

これらのむらでは、組はその経営組織の単位としての独自性は弱い。耕地強制の下にあるむらまたマズラエ耕地で農業を組織的に運営するための便宜上の組織にすぎないといえる。例えばシェリーキ間の割替え作業や灌漑の番水作業等の諸作業は組を単位に行うことで煩雑さと労力除くことができる。

マルヴダシト地方の西の端にありガナートと泉によって灌漑を行なっているポシテバーグむらの場合も〈組〉（ここではボナッキと呼ばれている）はむらの農業経営の運営上の便宜的組織である。この1マズラエでは40人の農民が8人ずつ5つのボナッキに分かれている。耕区は5つのボナッキ耕地に分かれ、シェリーキ制をとらずボナッキ耕地はボナッキのメンバーの農民個々人の地条、すなわち8つの個別の地条に分かれている。また割替え制も現在はとられていないため農民は固定した自分の利用地条をもつことになる。ただ耕起はマズラエ全体でトラクターにより地条の範囲と関りなく行なわれ測量は毎年行なわれている。ボナッキの長はリーシェセフィードと呼ばれているが、その役割は、灌漑輪番制によるくじ引き等の若干の事柄でボナッキを代表するにすぎない。

キャミジョンむらの場合、〈組〉はハラーセと呼ばれ、その機能は前の3つのむらとは異なっている。これはむらの歴史、作付作物の相違に基いてい

イランの土地改革と農業社会の変容

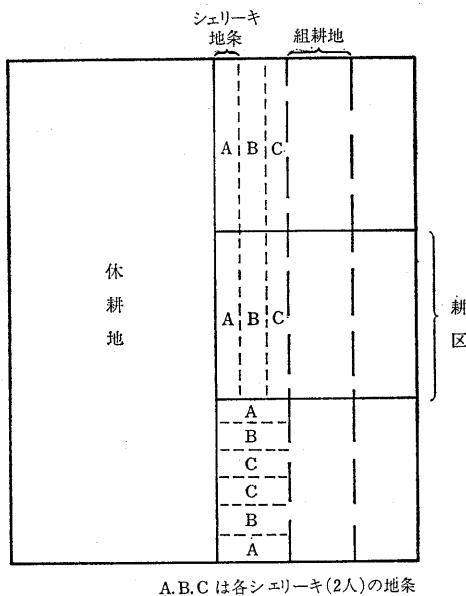


図6 マズラエ・コレイハーニーにおける組およびシェリーキの土地割り

ると思われる。このハラーセ制度は土地改革以前より古くからキャミッシュでとられていた制度であり、現在に至っている。しかし近年の農業機械化——雄牛と犁からティラーへの移行——によってハラーセの内容に若干の変化がみられる。

土地改革以前にはハラーセは一定の規模をもっていた。すなわち6バンデガーウがハラーセの単位となっていた。バンデガーウはイランでは普通一対の牛を意味している。しかしキャミッシュでは農作業に従事する農民1人と雄牛2頭と犁1つを1組にしてバンデガーウと呼んでいる。6バンデガーウに馬1頭を加えて1ハラーセとなる。したがって1ハラーセは農民6人、雄牛12頭、犁6、馬1頭で構成されている。このハラーセの長はリーシェセフ

ィードと呼ばれた。

マズラエは土地条件の違いによっていくつかの耕区に分けられているが、各ハラーセはこの総ての耕区にハラーセ耕地をもっている。すなわち各耕区に分散している。そしてハラーセ耕地間での割替えはなく、ハラーセ耕地は固定している。

ハラーセを形成する農民は2頭の牛と犁を個別に所有しているが、馬は共同で所有し飼育している。農民はハラーセ耕地を共同で耕作し、収穫は農民間では平等に分配された。土地改革以前には収穫はまずマーレキ（地主）とハラーセ間で1対1で分益によって分けられた。その後ハラーセ取分を6バンデガーウが平等に分けた。

しかしハラーセは常に平等な農民によるとは限らない。あるハラーセAの場合、1人の農民が雄牛12頭、犁6、馬1頭を個人でもち、バルゼギャル6人を雇ってハラーセ耕地を経営していた。ここではこの1人の農民はガーウバンドと呼ばれていた。ハラーセAも耕作の単位である6バンデガーウがそろっている。ここでは収穫の分益はマーレキとハラーセAの間で1対1の比で行なわれ、その後ハラーセAの取分をガーウバンドと6人のバルゼギャルの間で1対1の比で分益した。

注] 言語の定義（土地改革法第一条にみえる定義）

ガーウバンド (gāv-band) —— 土地をもたず、農業諸要素の一つ以上を所有し、農耕者または農業労働者を使用して地主の土地の耕作を行ない、収穫の一定部分を現金または現物で地主にさし出す者、

バルゼギャル (barzegar) —— 土地をもたず他の農業諸要素ももたず、農業労働遂行に対して収穫の取分を地主またはガーウバンドから受けとる者、

（勝藤猛「イラン国ボレ・ノウ村の農地売買契約文書について」史林58-4）

ハラーセを構成する12頭の雄牛は耕起、整地作業に使われ、また田植時に苗を運ぶのに使われる。ここでは稻は長茎種であり田植時に苗はすでに80cm程にのびており、これを繩を粗い網状にあんだケシェと呼ばれるもの

イランの土地改革と農業社会の変容

にのせ、湛水田を牛が2頭で引く。馬は刈り取り時に刈り取った稲束を脱穀場に運ぶ作業に使用される。刈取り時にも水田は深く湛水しているため牛では用をなさないという。

土地改革によってハラーセ耕地は農民6人の共同所有になった。ハラーセ制度は継続したがティラーの導入によって多くの雄牛が消え耕起はティラーに代った。雄牛はただ田植時の苗運びのみに使われた。したがってハラーセの構成は農民6人、ティラー1、馬1頭、雄牛2頭となり、馬、雄牛、ティラーはハラーセメンバーで共同で所有した。農民はハラーセ耕地を共同で耕作し、収穫をメンバー間で平等に分配した。

キャミジュンむらではハラーセは共同耕作の単位であり、ポレノウむらやヘイルアーバードむらがより小さな単位であるシェリーキを共同耕作の単位として組は便宜上のものであるのに比べて異なり、イランで広くみられるサフラーと呼ばれる共同労働の組織に共通する側面をもっているといえる。⁶⁾

表2 キャミジュンむらにおけるハラーセの構成

土 地 改 革 前		土 地 改 革 後	
(普通のハラーセ)		(ハラーセA)	
パンデガーウ	6	ガーウバンド	1
（1パンデガーウは 農民1、雄牛2、犂1 で構成される		（雄牛12、犂6、馬1を 所有	
馬	1	バルゼギヤル	6
		農民	6
		ティラー	1
		馬	1
		雄牛	2

5. シェリーキ制（共同耕作制）

作物の作付期間にはむらの耕地は農民の利用する地条に分割されるが、個々の地条は農民個人ではなく、2人または4人共同で割当てられ利用される場合がマルヴァダント地方ではかなり一般的である。共同で作業を行ない収

穫物は等しく分配される。むらの耕地での農作業を観察すると2人または4人がかたまって一緒に作業をするか交代で作業を行なっているのに気づく。仲間が別の用事で欠ければ農作業自体を延期し、延期できない作業では作業に従事できない人が代りに人に雇わねばならない。この利用地条を共通にし、共同で労働を行なうシステムをシェリーキ制(Sheriki)という。シェリーキは本来仲間とかパートナーの意味をもち、物件を共同で所有したり、事業に資本を出しあうことも一般にシェリーキと呼ぶが、農業では、この共同労働の仲間およびそのシステムをシェリーキといっている。土地経営との関連でみると耕地の割替えはしたがってこのシェリーキを単位にしている。

シェリーキは一般に2人で構成されているがこれはシェリーキ制の成立起源から説明することができる。これは農法、農業技術によって強く規定され、トラクター導入以前にはこの地方で使われた犁利用と灌漑の全体的技術によって規定されている。犁は雄牛2頭引きの犁である。ポレノウむらでは土地改革以前、農民は地主から前借りによって雄牛1頭を購入する金を借り雄牛1頭を所有した。そして2人の農民がそれぞれ所有する雄牛1頭を出し、2頭を結んで1つの犁を引かせる。すなわち犁は農民2人で共同で利用した。整地作業に使うマーレも脱穀作業に使うボレも犁同様雄牛2頭で引かれた。マルヴァダントのベイザー地方では現在なお雄牛2頭引きで農具を利用するむらがみられ、ここでは雄牛2頭の1対をガンウバンドと呼んでいる。

農民2人の共同労働を必要とする農具としてさらにコローがある。灌漑作業は畦畔に囲まれた灌漑区画に1つづつ灌水する方法をとるが畦畔は毎年播種後に作られる。この畠立て作業はトラクター導入以前このコローにより行なわれ相当の労力を要した。コローは腕曲した長方形の鉄板に柄と鎖がついた形をした農具で2人の労力を必要とした。1人がその柄をもちシャベルを使う要領で鉄を土中にさし込むと他の1人が鎖を引いて土を盛りあげる。これを繰り返して畦畔を作る。⁷⁾

イランの土地改革と農業社会の変容

また灌漑作業自体をみると2人の共同労働が要請される場合が多い。とくに流水量の多い場合、灌漑作業に1人では困難である。畦畔がまだ固まっていない播種後の第一回目の灌漑では、耕地をならし、もれ水を防ぐ作業が灌漑区画への導水作業と同時におこなわれなければならない。また流水量の少ない場合には各地条への灌漑時間が一昼夜におよび、交代制をとる必要がある。例えばコレイハーニーでは、シェリーキ2人の地条で24時間ぶつ通しで灌漑を行なうが、朝6時から夕方6時までの12時間は2人で作業をして灌漑作業と同時に畦畔補強、修正をあわせ行ない、夜間は灌水作業のみを行ない午前零時を境に6時間ずつ交代制をとっている。

ヘイルアーバードむらおよびポレノウむらは、現在のむらの成立は古くなくまだ半世紀余りの歴史である。しかもその成立はマーレキが資本をもって獲得した土地と灌漑用水とともに農業労働を行なう農民を集め、一定の土地経営方式のもとに組織化したことにはじまる。したがって土地経営方式は周辺むらの模倣によると考えられるが、それだけの合理性にもとづいており、シェリーキ制についても同様である。当時の農業技術と自然条件下で合理性をもち、土地改革以後農民が經營の主体になってからもシェリーキ制は解体されずに継続するだけの十分な意味をもっていたのである。

しかし近年シェリーキ制は割替え制とともに農民にとって桎梏として意識されるようになった。その理由として次の2点をあげることができる。

第一に、犁やコローに代わるトラクターの利用によって、シェリーキ制の役割が薄れてきた。すなわち全作業中2人の共同労働を必要とする部分が非常に小さくなった。

第二に、土地改革後農民が商品作物生産者として生産性を上昇させる意欲を少なからず持ちはじめ、シェリーキ制がそのネックとして自覚されるようになった。シェリーキのメンバーの一方が熱心に農業をやらないという不満はしばしば耳にする。相棒が灌漑作業に不熱心なため水のいきわたらぬ区画

が残ってしまったとか、兼業に熱心で片手間であるといった不満である。したがって近年むら内で部分的にシェリーキ制が解消される動きがみられている。

しかしシェリーキ制の存在意義はいまだに灌溉作業において残されている。灌溉作業には技術上進歩がみられず共同労働の必要性を残している。灌溉労働を軽減させる土地基盤の整備はなされていない。

シェリーキ制は農業技術面からとられたシステムであり、農民の一体性、平等の原則に基いた制度ではない。これはむらの共同体的な社会関係、人間関係の弱さを反映している。シェリーキの仲間は親子、兄弟等の比較的近い親族関係である場合が多い。しかし外見上の共同体的要素にもかかわらずシェリーキ関係には相互扶助のゲマインドな要素はきわめてうすい。それは最初に示したようにシェリーキは相互に等量の労働量の提供を要請され、収穫の配分も<ガーヴ>の権利に基いて等分になされている。シェリーキの組合せについて、土地改革以前にはマーレキの恣意によっており、現在は仲の良い者どうしであると農民はいうが、しかし諍が生じた時には最も仲の悪い関係になる。そしてシェリーキの地条はさらに縦に2つに分割され部分的にシェリーキが解消へと進んでいく。

6. 土地割替え制

現在次第に廃止の方向にあるが土地の割替えはマルヴァダシト地方では比較的広範にみられた。ポレノウむら、ヘイルアーバードむら、またその周辺では2人または4人で構成されるシェリーキの利用地条は毎年割替えが行なわれている。冬作地の場合秋の播種作業が行なわれる前に各組ごとに耕地の測量が行なわれ地条分けし、その後シェリーキ間のくじ引きによってその利用地条が決まる。

現在耕起作業はトラクターによって行なわれ、むらまたマズラエを単位に

イランの土地改革と農業社会の変容

1台のトラクターを請負いで雇い耕起作業を依頼する。この作業はシェリーキの地条、組耕地の境界とは関りなく耕地全体を対象に一気に耕すために耕起後地条の境界は全く判別することができない。したがって毎年の測量が必要になる。

このシェリーキ地条の連年割替えは最近は廃止の動きにある。農民が土地改革以後商品作物生産者として直接表にあらわれ、土地生産性へ関心をもちはじめ、化学肥料の投入等にその努力をはじめた段階で割替え制が桎梏として自覚されはじめた。元来農民には土壤を育していくという考えが全くなく、この点で中農と対称的であった。中農は化学肥料と同時に厩肥を多量に耕地に施しているが、むらの農民は家畜の飼育によって多量の厩肥が得られるにもかかわらず畑に施さず余分なものとして中農に売っている。割替によつて翌年には他の農民の利用耕地になるであろう土地に遅効性の厩肥を施し地力を高める意欲が起きないのは当然であるが、商品作物生産者として成長しようとする農民にとってその矛盾である割替え制の廃止がシェリーキ制の廃止とともに大きな問題関心たらざるを得ない。割替え制の廃止はヘイルアーバードむらでも2つのマズラエで近年実施された。

シェリーキ間のみならず組間の耕地の割替えも地域的にみられる。しかしこれは5年とか10年のひん度での定期的割替えである。しかしこれも土地改革後は多くが実施されなくなっている。

このシェリーキ間、また組間の定期的割替えは、土地改革以後には農民間、すなわち<ガーヴ>権をもつ農民間の平等をはかるという意味合いをもっている。しかしこの割替えは家族員の増加等にともなう農家間の実質的平等をはかるという性格のものではなく、農業共同体の中から形成された制度ではない。農民のもつ私的権利である<ガーヴ>権にもとづいたものである。

この割替え制は土地改革以前にはマーレキ（地主）の農民支配の方法とし

て利用されたと考えられる。Sh. バーディーはイランでは土地割替えは「農民が永小作権を失えば失う程ますます広く行なわれている。」といっているが、商業的地主が発展し分益農としての農民の耕作権が弱体化される過程で本来共同体内部での農民の平等維持の側面をもっていた割替え制が、農民の土地への権利を実質的に弱める方法として地主によって利用されたといえる。もっともポレノウむらの場合は、その歴史は新しく地主によりむら自体が形成されたという特徴があり、地主は土地を獲得し、水利権を得、またガナーに投資して農業生産の基盤を作りそこに雇農的形態で農民を定着させたのであり、したがって当初より永小作権などなく、地主の農民に対する労働組織、土地経営方法として割替え制をとったのであり、この制度が土地改革以後も、その役割をかえて継続したのである。

- 1) むらを「飯場」的とする表現は、大野盛雄「ペルシャの農村」東大出版、1971, p. 73 に示されている。
- 2) A. K. S. Lambton, *Landlord and Peasant in Pensa*, 1956, (岡崎正孝訳) 「ペルシャの地主と農民」p. 4.
- 3) マルクスが本源的な形態から資本主義的な地代への過渡形態とする分益農制は次のような内容をもっているが、イランの分益經營もこれに等しい特徴を示している。ただ土地經營方式に共同耕作制をとっている。
 - 1) 農民は借地農業者であり、自分の労働（また雇用労働を含む）の他に經營資本の一部を提供する。
 - 2) 土地所有者は土地の他に經營資本の別の一部を提供する。
 - 3) 生産物は借地人と土地所有者との間で分割される。
 - 4) 土地所有者の分け前は地代の純粋な形態をもたず、經營資本の提供に対する利子を含み、地代と利子の融合したものである。
- 4) 農民1人雄牛1頭を基準にした耕作権を<ガーウ>と表現するのはイランでは一般的ではなく、ラムトンのイラン全土のむらの調査でも<ガーウ>という表現はない。しかし農民1人、牛1頭が2対合わせて耕作の単位を構成することはイランに広くみられる。現在雄牛はトラクターに代り、その利用は農民2人を単位としていないが、<ガーウ>は耕作権の単位として残っている。

イランの土地改革と農業社会の変容

- 5) ラムトンはこの2対の牛また2対の牛で耕作可能な耕地をジョフト(juft)と表現されているとして次のように述べている。「ペルシャのほとんどの地方では犁耕地はジョフト(juft)と呼ばれているが、ジョフトは2頭の牛を意味するとともに、2頭の牛で耕作できる広さの土地をも指している。」(ランプトン、前掲書 p.3)
- 6) サフラーは東ペルシャで一般的であるとして、ラムトンは次のように述べている「ホラーサーンの地主所有の村落では、耕地はいくつかのサフラー、つまり何対かの牛で耕作する耕区（この耕区は筆者の示した耕区と概念を異にしている——筆者注）に分けられている。この種の区画方式は、ホラーサンならびに一般に東ペルシャにおける村落組織の頗著な特徴をなしており、これが当地方をこの國の他地方から区別している。サフラー数は村落によって異なっており、またその規模にも差がみられる。
- 7) トルバテ・ハイダリーではサフラーは最大6対、最小2対の牛で耕作されている。しかしながら、カーシュマルでは、サフラーに属する牛の数には1対から60対までの開きがある。マシハッド近辺のトロクには14のサフラーがあり、それぞれ6対の牛が配属されている。」(ラムトン、前掲書、pp. 300~301)
- 8) また大野盛雄の調査村エブラヒームアーバードにおいてもサフラー制がみられる（大野盛雄「ペルシャの農村」pp. 79~153）
- 7) 拙稿「イラン乾燥地農業と水」p. 174 参照。
- 8) Sh. バディ「現代イランの農業関係」『ユーラシア』季刊7, 1972, p. 59.

IV 企業的農業経営

1. 土地改革と企業的農業経営の成立

土地改革によって地主制、すなわちマーレキ・ライーカト制は廃止され、その結果マルヴァダント地方では農民経営と同時に企業的農業経営が広く形成されることになった。企業的農業経営はイラン北部のマーザンデラン地方では、棉作栽培地の拡大との関連で土地改革以前の1950年代にすでにみられている。しかしこれは新開地においてであり、地主制のとられていたむらで地主制を廃止して形成されたものではない。地主制から企業的農業経営への移

表3 伝統農具と農業機械導入後との農民の農作業必要時間の比較（私的試算）

（伝統農具による総農作業時間を100とする）

	伝統農具のみ	トラクター、コンバインの導入
耕	起	20
播	種	3
碎	土	10
畔	立	8
施	肥	3
灌	溉	20
草	取	2
刈	り	18
脱	取	10
そ	穀	6
の	他	
	100	34

（農民はトラクター、コンバイン作業に従事しない）

行は土地改革以前にはほとんどなかったといってよい。

マルヴァダシト地方では1930年代に商人層、地主層等によって新開地開発が相当に行なわれている。農産物市場の拡大による商品作物生産者としての農業開発で政府の遊牧民定着政策に対応したものであったが、この30年代にはまだ新開地開発においても地主制がとられ企業的経営方法がとられていない。地主制廃止は土地改革までほとんど現実化していない。

マルヴァダシト地方ではトラクターの普及がイランの中で比較的はやく、1950年代にかなり一般化している。このトラクター化によって、農作業の相当部分は農具による農民の作業からトラクターに代わり、この省力化が地主制廃止への大きな契機になった。農民による農作業量は著しく減少し、このことは地主と農民との関係を大きく変えた。

マルヴァダシト地方における農業制度は分益小作制と分益雇役制である。イ

イランの土地改革と農業社会の変容

蘭には農業生産の5要素の概念がある。これは生産手段および經營資本である土地、水、種、牛、労働力を地主と農民の間で分担して提供し、収穫をこの分担に応じて分益によって分けるという内容をもつ。¹⁾農民は一般に労働力と牛、時に種を分担し、地主は土地と水を分担した。もっともポレノウムラのように地主の力の強いむらでは牛と種は地主による前貸し的性質をもっていた。

この分益經營においてトラクターの普及は次のような作用をなした。第一に農民の分担する生産要素である牛利用に代り地主の分担としてトラクターが利用され、相方の分担の割合が地主に大きく農民に小さくなった。第二に農民が従来行なっていた農作業もかなりの部分がトラクターに代り、農民の農作業分担が小さくなった。すなわち農民の分担はトラクター作業以外の農作業労働に限定され、表3にみるように施肥、播種、灌漑、刈取り、その他の細かな作業のみとなり、耕起、碎土、畔立て、脱穀における脱粒の諸作業から排除され、このことは分益經營における農民の位置を低める結果となつた。したがって分益經營は次第に地主が經營への主体性をつよめ、農民は単なる契約労働者的雇農へと変化した。1950年代から60年代にかけてマルヴァダシト地方ではこの分益雇役制の展開が広くみられた。

商業的地主による經營形態におけるこの変化によって政府の農業近代化政策としての土地改革に対して地主は対立する関係ではすでになくなっている。地主は經營者として農業生産性への関心を十分示すに至り、ここで農業經營における割替え制、共同労働制は矛盾である事が既に自覚されはじめていた。マルヴァダシト地方では土地改革がかりに実施されなかつたとしてもマーレキ・ライヤト制の解体は比較的早期に現実化するであろうと想定される。トラクターと1960年代後半に入つてのコンバインの普及という機械化および農業技術の発展、また農民の契約労働者化によって地主自身が従来の土地經營方式、すなわち開放耕地制、共同労働制、割替え制をとるマーレキ・

ライーヤト制を桎梏として意識しはじめていた。²⁾

土地改革の第二段階は第一段階よりも地主に譲歩した形を表面上とり、5つの道の1つを選択する余地を地主に与えたがマルヴァダント地方の地主はこの選択のうち競って土地分割の方法をとった。A. ランプトンによるとファールス州で土地改革に「分割」がおもに採用された理由を、ファールス州でとくに地主と農民の収穫の分益比が地主に有利であった点においているが、むしろマーレキ・ライーヤト制が相当に変質して近代的経営へのまさに過渡的状態にあった点に理由を求めることができるだろう。³⁾

土地改革の第一段階の対象になったむらを除いた約8割のむらの土地の約3分の2が地主に企業的農業経営を行なうという条件で割当てられ、農民は残る3分の1で従来の土地経営の方式のもとに農業経営を行なうことになったが、土地改革は政治的に急速な近代化を目指した政策上の方法として農民問題を一応棚上げする結果となった。少なくともイラン農業政策の基調よりみるとむら農民経営は揚棄されるべきものである。企業的農業経営とむら農民経営の併存、近代的農場と共同体的性格を強めた農村の併存は過渡的には相互間に共存関係を作り出しており、経営体が経営を成りたたせるのに他の経営体が現時点では不可欠な相互依存の関係をもっている。しかし他方では相互に矛盾した存在として敵対関係をも作り出している。

2. 大農場とむら農業社会の関係

近代的農場と農民経営のむらが共存関係を維持しているのは、それぞれの経営体が土地改革という急激な変化に対してその農業経営をまだ十分に自立させていないことから生じている。土地改革によって機械化と近代的経営を義務づけられた旧地主はトラクターとコンバインを中心とした農業機械の体系をもち、賃金労働者を雇用しての農業経営を行なっているが、しかしながらむらの農民、ホシネシーンの臨時の労働と技術を必要とした。これはとくに

イランの土地改革と農業社会の変容

乾燥地灌漑農業にとって不可欠かつ基幹的作業である灌漑作業において特徴的であり、これには機械化が現時点では不可能であり、これをむら住人の臨時の多量の労働に頼っていた。すなわち企業的経営農場では常雇の雇用労働者によって全作業を完結することができず、機械化の不可能な作業をむらの農民またはホシネシーンの臨時的雇用に依存せざるを得ない。これは夏作の砂糖ダイコン、⁴⁾ 棉、ヒマワリの収穫作業においても同様である。

企業的農業経営者アブドルラーヒーの農場の例でみると、その灌漑作業にはポレノウむらから農民総数36人のうち半分の18人が契約によって従事していた。この対象となる耕地面積は600ヘクタールであり、その約半分が毎年利用されるため、300ヘクタールの耕地の畦畔作りと灌漑作業にこの18人が交代で常時7、8人が当っていた。アブドルラーヒーの農場に限らず、周辺の多くの農場においてもむらの農民集団との間で契約を取りかわし臨時の労働力を定期的に使って灌漑等の労力化を必要とする作業をこなしており、技術をもった臨時の低賃金労働者の供給源としてのむらの存在は企業的経営農場にとって不可欠である。

企業的経営農場に雇われるトラクター運転手等の常雇の労働者もほとんどがむらの青年である。彼等は常雇であるが労働日のみ賃金を支払われる日給月給制の下にあり、むらに親族、家族とともに住み生活をしている。こうした雇用関係はむらの住民にとっては臨時また恒常的な賃金収入を得る機会が与えられていることになるが、企業的経営農場にとっては身近に完全にプロレタリア化していないむら住みの低賃金労働者をもつことになり、相互の共存による利益を引き出している。

むらの農民共同の耕地では耕起、碎土、また刈取後の脱粒作業にはトラクターが利用され、共同で1つのトラクターが請負いの形で雇われる。この請負いを企業的経営者が引きうけることがある。これは自分の農場での利用後の余暇利用的性質のものだが、時々この請負いはむら農民集団との間で相対

の相互契約の形をとる。すなわち農民による農場での労働提供に対してむら耕地に農場のトラクターを利用する。

共存関係を示しているものとして近代的農場の休耕地に対するむらの家畜の放牧をあげることができる。企業的農業経営者も家畜、おもに羊を所有し、この家畜の放牧を麦の刈跡地で行なう。晩秋この羊の放牧を終えて後むらの家畜のこの休耕地での放牧が認められる。もっともこれは土地改革以前の慣行が遺制として残り、これが最小限認められているにすぎない。

こうした共存関係が存在する一方で異なる生産関係による経営体が併存していることによって生ずる相反する利害関係も強くみられる。これは近代的土地所有、資本家の農業経営と、共同体的土地所有および農民経営との矛盾、敵対であり、とりわけ灌漑水利秩序をめぐる争い、企業的経営農場の休耕地に対する放牧権をめぐる争いとして顕著にあらわれている。

ボレノウむらの場合コル川上流の大ダムの建設後、古い歴史をもつラーム・ジェルド堰に代って、この大ダムから農場用水が供給されるようになった。⁵⁾農民の河川からの農業用水の利用は土地改革以後も以前と同様に慣行的水利権にもとづいたものであり、地主と農民との間で土地分割と同時に農業用水の利用も分割された。すなわち土地改革時の契約によって企業的経営農場とむら耕地の間で冬作は2対1、夏作は1対1の比で時間割りで番水制がとられ、水配分の方法は相互の慣行によるものとして一定の秩序を認めていた。ボレノウむらでは冬作耕地はむら耕地で4.5日間灌漑すると続く10日間は企業的経営者アドルラーヒーの耕地を灌漑し、番水制をとっていた。しかし農業生産性の上昇を目指す企業的農場経営者にとって灌漑水量の増加がその条件であり、用水の従来の分配秩序は桎梏として自覚されており、この桎梏の克服のためにポンプ井戸を設置し灌漑水量の増加をはたしたが、同時に大ダムの形成によりこのダムからの用水に対して従来の配分比による番水慣行に対して新たな秩序の形成を期待していた。この新たな秩序の形成は国家に

イランの土地改革と農業社会の変容

よるバックアップをもって可能であるが、政府は大ダムの建設を契機に従来の秩序を改め、個々の経営体のもつ水利権そのものを廢して慣行による分配から必要に応じて水を国家が経営体に売却する制度へと変更した。この変化は集約化をめざし多量の灌漑用水を必要とする企業的農業経営者の論理であり、この秩序の変更の過程で2つの経営体間で灌漑用水をめぐる斗争が繰返される結果を招いた。⁶⁾

放牧権をめぐる対立もまた旧来の慣行とこの慣行を崩そうとする動きとの間で生じている。すなわち近代的土地所有と共同体的土地所有との矛盾である。マーレキ・ライヤト制下では農民も羊など家畜の所有者であり、地主所有地において自由に放牧を行なうことができた。土地改革によってむらの耕地は分割されたが、農民にとって企業的農業経営者に割当てられた土地においても休閑地での放牧権が慣行として認められているものと考えられた。なぜならむら耕地では休耕地は共同利用地として農民および非農民の所有する家畜の放牧が自由に認められており、遊牧民の羊も自由に入れることができたからである。

しかし近代的経営者は土地改革後土地の私的所有の観念を強めた。みずから大規模に羊飼育経営を開始し、農業経営の一部として定着させるにしたがってむらの農民の羊、さらに遊牧民の家畜の立入りを禁止するようになつた。農民は時々わらの多い企業的経営農場の麦の刈跡地に羊を入れることがある。しかしこれは畠番の目をぬすんでのことであり、晩秋に企業的農業経営者が自分の羊の放牧を終えてからむらの家畜の放牧を許可するのはむら社会との共存関係を最小限維持しようとする農場経営者の意図によっている。

3. 農場における雇用形態

土地改革以前には地主層はほとんど総て都市に居住していた。マルヴァダシト地方の地主は5,60km離れた人口30万の都市シーラーズに住み、都市の

上流階級を構成していた。土地改革後の企業的農業経営者の場合も地主同様都市居住者であり農場には支配人をおき具体的な農場の管理、運営に当たらせている。

この支配人はナマーヤンデ (*namāyande*) と呼ばれマーレキ・ライーヤト制時代には差配をしていた者が多く当っている。農場経営でのナマーヤンデの権限は農場によって若干異なり、経営上の実質的権限をもつものもある。しかし一般には経営への権限はもたず、経営者はしばしば農場を訪れ、また自宅にナマーヤンデを呼び経営に関する様々な指示を与える。

むらの住民にとって企業的経営農場との接触はナマーヤンデを通してである。ナマーヤンデは農作業の臨時雇いの労働者をむらから調達し、各農作業に具体的な指示を与え、監督をする。アブドルラーヒーの農場ではナマーヤンデはポレノウむらから労働力を季節ごとに調達し、ジープで耕地を走りまわり総ての作業に立ち合い細かな指示を与えた。

むら農民と農場経営者との間で争いが生じた時には仕事の性質上農場側はナマーヤンデが対立の前面に出てくる。またこの両経営体間の灌漑用水の番水では番水のスケジュール表はナマーヤンデが所持し、番水のための灌漑溝の堰の操作もナマーヤンデが担当した。したがって水争いには農民にとって表向きナマーヤンデが敵になる。ポレノウむらの住民にとって農場の経営者アブドルラーヒーはもののわかった紳士、ナマーヤンデはまさに悪の権化と映った。

ナマーヤンデの労働力調達には、ナマーヤンデと農民の間にさらに一人の人間が介在する場合がある。彼らはむらの農民であるが、また農場との関係で農民を代表している。彼もまたナマーヤンデと呼ばれるが支配人のナマーヤンデと区別するため、むらのナマーヤンデと呼ぶ。ナマーヤンデの下にいてその指示のもとにむらで労働者を集め、農場でのむら農民の農作業を組織化し監督化し、みずからも労働に従事する。むらのナマーヤンデはむらの住

イランの土地改革と農業社会の変容

民であることからむらの社会関係、人間関係の中から適当に労働力を調達し、農場の作業のリーダーとなる。彼はむらに対する労働力調達の要であるとともに企業的農業経営者とむら住民との敵対時には緩衝の役割を果す点で農場経営において有効な存在である。したがって逆にむら住民にとっては好ましい存在とみられず、むらでの指導力は小さい。

農場での雇用関係には常雇のトラクター運転手、臨時雇用のむら農民およびホシネシーンと別に一部マーレキ・ライヤト制時代の遺制を残している場合がある。アブドルラーヒーの農場ではダシットバーンとポンプ井戸番にその例をみることができる。

ダシットバーンは農場の耕地および作物の監視または農作業の雑用を仕事とする。土地改革以前には農民の耕地を監視するというその役から農民の収穫取分中より現物でダシットバーンに報酬が支払われた。土地改革以後には企業的経営農場の監視人として、この耕地への農民および遊牧民の家畜の侵入を監視し、農作業の雑用を行ない報酬は農場経営者より現物で支給された。1972年にはアブドルラーヒー農場では一部で農民との共同経営の形で稻作栽培を行なったが、この時は収穫時に農場経営者と農民からこの稻作耕地の監視に対する報酬として米を現物で受けとった。(後述)

ポンプ井戸番はポンプ井戸の管理、運転をおもな仕事としといいる。彼の受けとる報酬は月給が支払われるが、アブドルラーヒー農場ではこれとは別に耕地の一地条の用益権が与えられている。

チューパン(chūpān)は雇われて羊の放牧を行なう羊番である。アブドルラーヒー農場では出稼ぎ遊牧民が雇われた。夏から秋にかけて農場の麦の刈跡地の真中にテントが張られ、約1,000頭の羊の24時間の番が行なわれる。この遊牧民は晩秋になると根拠地に戻り、羊は舎飼いにされる。また別の農場では近隣のむら住民の中からチューパンを雇った。一人がおよそ200頭の羊の番を行なう。チューパンの報酬は放牧期間において羊1頭当たりいくらで

請負う。舍飼いを行なわない農場の場合冬期だけすべての羊を遊牧民に請負わせ遊牧民の冬期の根拠地に運んで飼う例がみられる。

4. 資本主義的生産関係

企業的農業経営は以上示したように雇用労働をおもにむら住民に頼っておりむらとの強い依存関係をもち、またマーレキ・ライヤト制時代の遺制を雇用形態に残しているが、基本的には資本家の農業経営である。近代的地主、資本家の農業経営者、賃金労働者のいわゆる三分割制が成立している。

アブドルラーヒー農場の例をみると、彼の旧ボレノウむらの約600ヘクタールの土地は3家族により所有されている。イランではむらの土地の持分を表わすのに全体を6ダーング(dāng)で表現し、そのうち何ダーングをもつという言い方をする。すなわち全体の6分の1の持分をもてば1ダーングをもつという。この表現でアブドルラーヒー農場の持分をみると次のようになる。

デフガーン家	3 ダーング
ジョウカル家	1.5ダーング
アブドルラーヒー家	1.5ダーング

相続によってこの6ダーングの土地はさらに細かく計9人に持分が分けられている。⁷⁾そして実際の農業経営者モスタファー・アブドルラーヒー自体は持分を子供に譲り全く持分はない。

イランでは土地所有には一般に二つの形態がみられる。一つは個人による個別の土地への所有であり、一つは数人の所有者により土地を分割せず非分割による持分を所有する共同所有である。この共同所有形態をモシャー(moshā)といい、アブドルラーヒー農場はこのモシャーに当り各土地所有者は600ヘクタールの中に個別に所有する耕地をもつものではなく共同所有の持分をもつ。かりに土地所有者が土地を売る場合も地片を売るのではなく

イランの土地改革と農業社会の変容

その持分を売る。要するにこの農場は3家族9人による共同所有地である。

一方、農業経営ではかつて1.5ダーングの所有権の持分をもったが現在は手離してもたないアブドルラーヒーが600ヘクタールの全耕地の経営者である。土地所有が個別の土地に分割所有されないため経営単位は分割されず1人の農業経営者が農場全体の経営権をもつことになる。農業経営のためすべての資本は農場経営者によって投資され、地主は超加利潤を地代として受け取るにすぎない。すなわち近代的土地所有者が成立している。

土地改革以前、マーレキ・ライヤト制下における土地関係はイランでは地方によりまた国有地、王領地（ハーレセ khaliseh）、宗教上慈善またその他の目的で凍結された土地（ワクフ vagf）によって多様であり容易に一般化できない。マルヴァシット地方では調査を行なった限られた事例はあるが、次の3つの土地関係が存在した。

- 1) むらの土地を所有する地主自身が水利施設に資本を投下し、農民との間に小作契約、労働契約を口頭で結び、分益によって地代を取得する場合である。いわゆるマーレキ・ライヤト制の典型的形態であり、商業地主的性格を強くもっている。
- 2) 土地所有者とむらの農民との間に借地人が入り、借地人が農民との間に小作契約、労働契約を結び分益により生産物地代を得、借地人は土地所有者に地代を借地契約に基き現金または現物で支払う。借地人はいわば商業的借地人であり、モスター・ジル（mustājir）といわれる。ポレノウむらの場合アブドルラーヒーは1.5ダーンダの持分をもっていたという点で1)の地主に範じゆう分けされるが、残る4.5ダーングに対しては借地人でありモスター・ジルでもあった。
- 3) ワクフ寄進地の場合である。ヘイルアーバードむらに隣接するマグスードアーバードむらがこれに相当し、シーラーズのシャーチェラーグ寺院に寄進された土地である。寄進地とはいえ実質はその土地からの収益は寄進さ

れずに寄進者に入る。しかし寄進者とむら農民の間に借地人（モスター・ジエル）が入り、2)の場合と同様商業的借地人が分益地代を得てその一部を現金で地代として寄進者に支払う。

土地改革以後、このいずれの場合も企業的経営農場として展開している。1)の場合は地主自身が企業的農業経営者となり、土地所有と農業経営が分離していない。イスラム法は分割相続制を取っているため、この土地所有権が分割されることが一般に生じる。しかしこの場合も農業経営が土地とともに分割されることは少ない。土地の相続による分割もアブドルラーヒーの農場にみたような持分の分割が一般であり、したがって分割されたモシャーの土地に一つの経営体が存在することになり、結果として土地所有と経営が分離する方向に進む。こうした過程では土地の売買も持分権の売買という形をとり、経営権の移動は伴なわない。経営者がその土地に持分をもつ場合、普通経営者は土地所有者に対して絶対的に強い立場にある。土地への持分をもたない借地人、モスター・ジエルの場合は相対的に弱く、マグスードアーバードではモスター・ジエルは借地は10年間の契約である。契約による場合モスター・ジエルは水利施設等に投資して短期間に資本を回収すべく収奪的農業を進める傾向が強い。

5. アブドルラーヒー農場の稻作経営業

アブドルラーヒー農場では、1972年にその一部の耕地で稻作栽培をはじめた。面積は12ヘクタールにすぎないが既に隣村の農場で30ヘクタールの水田経営を行なっており成績がよく、ポレノウむらの彼の農場でも試みようとしたのである。

稻作栽培はマルヴァダシト地方ではコル川の下流域で古い歴史をもち、上流のママサニーでも伝統をもっているが、ポレノウむらのあるラームジエル地域では非常に限られており、近年企業的経営農場で夏作の一つとして試みら

イランの土地改革と農業社会の変容

れはじめた。

アブドルラーヒー農場への稻作栽培では一般の耕地と異なる経営形態がとられた。機械化体系により常雇と臨時の労働者を使っての経営形態、すなわち資本主義的農業経営形態をとらず、ボレノウむらの農民全体との間に小作契約を結び、農民経営で取られていた土地経営が採用された。農民2人または4人ずつの組で共同労働の単位（シェリーキ）を作り、耕地をこのシェリーキ数だけの地条に分け、生産要素としては労働力を農民が出し、土地、種、機械、水を企業的経営者が出す。そして収穫を分益で分ける。これは土地改革以前のマーレキ・ライヤト制を想起させ、実際には禁止された経営形態である。しかし表向きこの経営はアブドルラーヒーと農民36人の共同経営であるとしている。もっとも経営形態はマーレキ・ライヤト制時代と同じでも以前にみられた経済外的強制は全く存在しない。

この稻作栽培を行なうに際して農場経営者アブドルラーヒーは農民36人との間に口頭で契約をかわしているが、その契約内容は次のようなものである。稻作栽培地は農場の土地を使い、灌漑用水、種、肥料、農薬は農場側が出し、トラクター作業も農場側で行なう。他方農民は労働のみを提供すればよく、具体的には播種、施肥、薬剤散布、刈取り、脱穀作業、その他の諸管理を担当する。灌漑作業には灌漑作業人（アーベヤール）を雇う。そして以上の生産要素の提供、作業の分担によって得た収穫はアーベヤールの取分を除いて農場経営者アブドルラーヒーと農民36人で3対1の比で分益する。また稻わらは農民が得、刈跡地の放牧権も農民がもつ。

稻作栽培にアブドルラーヒーが以上の経営方法を取った理由は、稻作栽培が冬作の小麦、大麦、夏作の棉や砂糖ダイコンに比べて労働集約的であり機械化がむずかしく、賃金労働によるよりも小作制によった方が有利と考えたためである。

図7は稻作栽培地における土地割りを示したものである。農民36人は2人

また4人の共同労働単位、シェリーキを構成しているが、耕地はシェリーキごとの地条に分割されている。耕地は2つの耕区に分かれ、したがって各シェリーキは各耕区に1つの地条、合計2地条をもつ。

この農民の地条とは別にこの耕地の端に別に1地条が用意されている。これは先に述べたアブドルラーヒー農場のポンプ井戸の管理人のものであり、ポンプ井戸管理の職に対して報酬の一部としてこの地条の用益権を与えられたものである。彼はここで農民同様、稻作栽培を行なうが、この地条での収穫は灌漑人の取分を除いて総て彼個人のものとなる。

この稻作栽培地での作業に対して農民は熱意をほとんど示していない。管理が悪く、多くの地条で草は生えるにまかされていた。調査者が7月にむらに入つてから10月に刈取りがはじまるまでの間、農民がこの水田で作業している姿をあまりみることがなかつた。

刈取り作業は農民全員総出で行なわれた。脱穀場の広場には刈取った稻が

ポンプ井戸番利用地条	4人シェリーキ	4人	2人	4人	4人							
------------	---------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

図7 水田の1耕区におけるシェリーキ利用地条の土地割り
(数字は地条を利用するシェリーキのメンバー数)

イランの土地改革と農業社会の変容

シェリーキごとに山に積まれた。ディスクハローをつけたトラクターがこの山を円状に繰返し踏みつけて脱粒し、これを農民が風選を行なってモミとわらを分ける。新しく作られたモミの山に農場のナマーヤンデが穀物商人とともに現われ、トラックをこの山に横づけする。そして分益作業がシェリーキごとに行なわれる。

分益には天秤（タラーズ tarāzū）が使われる。この分益に関りない別のシェリーキの農民が立ち合い人になる。天秤では5マン（16.7kg）ずつが測られる。最初5マンずつ測られたモミは総てトラックに積み込まれる。シェリーキAの場合、天秤で40杯分（66.8kg）がまずトラックに積み込まれた。続いて残ったモミの山からダシトバーン（畑番）の取り分として両手で8杯分（3.3kg分になるという）がダシトバーン自身の手で分けられる。次いでアーベヤール（灌溉人）の取り分として天秤3杯分（50kg）が分けられる。すなわち畑の監視をうけもった人達の取り分が差し引かれた。そして最後に農



農場経営者アブドルラーヒーと農民の米の分益風景
右端がナマーヤンデ、トラックは商人のもの

民2人のシェリーキの取り分として天秤8杯分(133kg)が分けられた。これで分配は一応終るがまだ若干モミが残っておりこれを再び経営者と農民の間で分けられた。その結果分益による分配は次のようになった。

経営者アドルラーヒー	680kg
シェリーキA(農民2人)	137kg(1人68.5kg)
アーベヤール	50kg
ダシトバーン	3.3kg

この数字でみると農場経営者アドルラーヒーと農民の間の分益比は5対1になり最初に農民から聞いた3対1の比率からはだいぶかけはなれてい。しかも分益作業の風景をみると、農場経営者が最初に自分の取り分だけは取り、残りを農民等に残したという印象が強く、シェリーキによって自分達の取り分を量らない場合さえある。

シェリーキBの場合、農業経営者の取り分天秤40杯分とダシトバーンの取り分3.3kg、アーベヤール取り分50kgが分けて取られ、残りの分がまったく量られることなく農民の取り分として残された。この例でみると農業経営者は自分の取り分をあらかじめ定額として取っているようにもみれる。シェリーキCの場合も同様であり、分益の結果は次のようであった。

経営者アドルラーヒー	533kg
アーベヤール	50kg
ダシトバーン	3.3kg
シェリーキC(農民2人)	残り

このシェリーキCでは農民2人分として残された分配量を農民自身は30マソ(99kg)はあるはずだといった。しかし後で量ってみると75kgしかなかった。1人当たり37.5kgにしか当らない。

稻作栽培を開始するに当って農場経営者と農民との契約を次のように聞いていた。すなわち土地、水、種、トラクター作業を農業経営者アドルラー

イランの土地改革と農業社会の変容

ヒーが出し、灌漑は灌漑人を雇い、農民はその他の労働のみを提供する、そして収穫は3対1で分益すると。しかし結果はだいぶ違っていた。第一に種は1人当たり33kgが分益時に農民から差し引かれ、ナマーヤンデは収穫のモミが汚れているとして実際には35kgをとった。要するに種は農民に前貸しされていた。第二にダントバーン、アーペヤールの取り分は農民の取り分確保に先立ってモミの山より控除されていることからこの耕地の監視と灌漑の費用を農民もまた支払っている。第三に灌漑用水についてみると、夏の段階で共同経営という各目上農民も水を提供すべきであるとの農業経営者側の主張があり、灌漑用水をめぐる争いがあったが分益の際にも「農民が水を盗んだ」としてナマーヤンデに文句をつけられており、これが分益の際農民の取り分比にひびいたと思われる。

したがって稻作栽培における分益の結果は図8のようになる。農場経営者と農民の分益比は収穫の多いシェリーキで4.6対1、少ないシェリーキでは6.3対1にまで達していた。

農民自身農作業に手を抜いていたので自分達の取り分が予想よりだいぶ少ないので淋しげであったが農場の支配人ナマーヤンデに不満をぶつけることはなかった。農民の手元にはモミでわずか36kgないし67kgが残ったにすぎないが、当時米価はモミで1マン(3.3kg)当たり50リアルであったから現金換算で1人わずか750リアル平均の収入にしかならない。このむらで当時ホシネーションの収入が未熟練の土木工事で日当80リアル、トラクター運転が150リアルであった。農民に水田での労働日数を聞くと25日という返事がかえり、これは少し割引きしても水田での労賃は1日30リアルにしかならない。したがって農民にとって経済的意味はほとんどなかった。

この稻作経営で収穫が少なかった理由をナマーヤンデは、農民が良く働かなかったためとか農民が水を盗んだためと説明するが、しかし実際にはポレ

ダ シ ト バ ー ン 取 分	ア ーベ ヤー ル 取 分	農業経営者取分 480~680kg
		種代として農業経営者取分 70kg
		農民2人取分 75~140kg

図8 アップドローリー農場の稻作栽培地における分益の結果
(農民2人のシェリーキ当り)

ノウムラではこの年はじめて稻作栽培を行なったのであり、農場経営者自身多くの収穫を期待していなかったに相違なく表向き農民との共同経営という形で小作制を経営形態として取ったことによって農民は危険負担を十二分に負わされた結果になった。

土地改革後形成された企業的経営農場においてこうした小作契約による経営は一般的ではない。この経営体が遺制を労働雇用形態において残しているとはいえマーレキ・ライヤト制は機械化と農業技術の発展の中すでに桎梏であり矛盾である。唯一小作契約に基く農業経営が有効であるのは労働集約的で機械化の不可能な稻作栽培においてのみであり、アップドローリー農場の稻作栽培はこの一つの試みであったといえる。

- 1) 五分割法では、収穫は生産の要素の所有者間で分けられる。しかし収穫は生産の要素数に応じて等分に分けられるのではなく分益小作の協定にしたがってあるいは原則として地主の利益にこたえた現地の慣習によって配分される。

乾燥地灌漑農業地帯のイラン東部および南部地域の例では、ガナートを灌漑に利用することから収穫は20等分にされる。土地所有者に3、水の所有者に(補修、清

イランの土地改革と農業社会の変容

掃費も含めて) 5, 種の所有者に 5, 役畜の持主に 2, 肥料の持主に 2, 労働提供者に 3 が分け前になる (Sh. バディ「現代イランの農業関係」『ユーラシア』季刊 7, 1972, p. 50)

- 2) ゴルガーン地方では棉作栽培の国際貿易による有利性を理由に1950年以降, 企業的農場が形成されている。この地方には若干の土地加工で耕地化しうる土地が存在したこと, 土地生産力がかなり高かったという恵まれた条件下にあったこと, 交通条件が良いという諸条件があった。この企業家の農場は最初大地主層により, 政治, 行政とかかわりをもつ名家地主層であり, 後次第に退役軍人, 高級官僚, 大学教授, 中小商人, 中小地主, 出先機関官吏が企てるようになった。(岡崎正孝「イラン・ゴルガーン地方における企業的農場の成立と展開」『アジア経済』Vol. 5—3, 1964)

ここで注目すべきは, 第一に1920年代頃の商品作物生産を目指した新開地開発で農民を定着させて伝統的農業方式のもとにマーレキ・ライヤト制がとられたが, 50年代に入ると新開地開発が企業的農場として展開するようになっている。第二に50年代の企業家の農場はマーレキ・ライヤト制を廃止する形で展開せず, 土地制度の変革をともなわず, 新開地開発として行なわれた。したがって企業的農場の農業生産にとっての有利性が自覚され, 資本家の經營への指向がみられるが, 60年代に入ってこの変革は土地改革という上からの政策による改革として進められた。

- 3) A. K. S. Lambton, *The Persian Land Reform 1962-1966*, Oxford, 1969 p. 242.
- 4) マルヴダント地方の企業的農場では灌漑が従来農民の行なってきた伝統的なボーダー灌漑の方法をとってきた。耕起と播種の後, 畦畔を格子状に形成し各区画の1つずつに灌漑を行ない労力化を必要とする。(拙稿「イラン乾燥地農業と水」『東京大学東洋文化研究所紀要』第70冊 pp. 183-199). このボーダー灌漑はイラン灌漑農業では一般にみられる方法であるが, フーザスタン地方で近年經營がはじめられている外国資本による大規模農場では, 基盤整備を行ないサイフォンによる畝間灌漑によって省力化に成功している。畝の長さは100ないし200mに及びサイフォンを通してこの畝間に自然に水が流れるように作られている。マルヴダント地方では農業公社で一部この試みがされはじめた。
- 5) ラームジェルド堰はその設立の歴史は古く, アケメネス朝に最初の建設がされたという。その後繰返し修築がされ, 19世紀に最終的工事があり堰は当時の統治者の名をとってナーセリー堰と呼ばれていた。(ラムジェルド堰の歴史については *Proceedings of the Royal Geographical Society and Monthly Record of Geog-*

raphy London, Edward Stanford, 1891)

- 6) ポレノウむらでは1972年の冬作において灌漑用水は売買によって購入した。灌漑局から 72ha 分を購入し、これは日数で30日—5時間分に相当する。この冬作の灌漑は11月11日からはじまった。最初の 4.5 日間はデヘガーン（農民）が灌漑し、次いで企業的農場で10日間灌漑された。そして後再びデヘガーンに移り、少なくとも 4.5 日間灌漑が行なわれる予定であった。しかし 3 日目に農場のナマーヤンデ（マネージャー）によって不意に灌漑溝の堰が切りかえられ、これより22日間農場を灌漑すると宣告された。そこでデヘガーンと農場経営者の間で争いが生じた。農場経営者アブドルラーヒーはポレノウむらのもと地主であり、この両者の仲は悪く、旧地主は土地改革後も力関係ではなお強かったが、彼は灌漑局の役人をむらに呼んで自分の正当性を国家権力によって支持させる方法をとった。その主張は、今回の灌漑用水は灌漑局より買ったもので自分の耕地を灌漑するのが当然だとしている。しかしデヘガーンにはこれは正当とは映らない。番水制をとる限り灌漑が必要な時期に公平に分けなければならない。しかし売買の方法をとるとその公平さが保持されず、その不都合に対しデヘガーンの不満が生じた訳である。従来の水利慣行と国の水支配による用水の売買が過渡的にはデヘガーンに異なる秩序として理解できなかったのである。
- 7) 詳しくは、勝藤猛「イラン国ポレノウ村の農地売買契約書について」『史林』58-4.

V 中 農

1. 中農の系譜

マルヴァダシト地方ではむらの農民経営と土地改革以後に形成された企業的農業経営とは別に、この二つと異なる経営形態をもつ中農による農業経営が広く展開している。

中農の成長は土地改革以後の著しい特徴であるが、その規模は 100 ヘクタールを越えるものから 15 ヘクタール前後までとかなりの開きがある。形成の歴史的过程における相違を除けば大規模中農層は企業的農業経営に非常に近く、一方小規模層は面積ではむら農民の 1 人当たり割当て耕地とあまり変わらず独立自営農である点で区別される小農と呼ぶべき層である。この両者を一つの層に範ちゅう分けするのは適当でないかも知れないが、しかし後に詳述する共通点から他の経営体と区別して一応中農層として分類する。

中農の形成はすでに土地改革以前に萌芽的にみられる。おもにむらの村長および上層を中心に、商品作物生産の発展の過程で耕作強制をもたない自営地経営農民として形成された。土地改革以後は 200 ないし 500 ヘクタール規模の企業的農場に比べて規模は小さいが、家族労働力に加えて臨時または常時の雇用労働をもち、農業投資を進め、企業的農場形成へと指向している。しかし中農層として区別されるのはその系譜が旧地主であった企業的農業経営者と異なるむらの農民であった点である。

中農層はその系譜がむらの農民であるとはいえ土地改革前の農民一般ではない。むらの上層であり、かなり共通しているのは彼等がキャドホダー（村長）であり、地主のむら支配においてむらの要としてむら統制の任務をもつ者であったという点である。行政的には支配機構の最末端であり、地主のむら支配ではマーレキ農業経営のむらにおける管理者である。また他方むら内

部に対しても農民のリーダーであり、彼自身がむら耕地における<ガーウ>権の保持者であった。すなわちむらの農民としてむら社会の内に向かっていたが、他方むらの支配、管理の中核としてむら社会の外に向かい二面性を有していた。

キャドホダー職は地主によって農民組織のリーダーとしての適任者に与えられた。リーダーとして農民指導の役割をもっていたが、また地主の農民誅求の媒介項の役割を果たしており、いくつかの特権を賦与されていた。ポレノウむらでは収穫の分益に際して収穫の100分の5を各農民から得ることができたがこれは一般的慣行であった。またキャドホダーは直営地（モガーセメ地）をもち、ポレノウむらではこれはバルゼギャル（p. 26 参照）が耕作し、ヘイルアーバードむらのベリアーナキでは、農民がこの直営地を耕作し、労働地代の性格を有していた。またキャドホダーが労働を必要とする時農民から無償の労働を求めることが¹⁾できた。したがってキャドホダーはその職に附隨した特権によって農民一般に比べて相当の収入を得ることができ蓄積の余地を十分にもっていた。すなわちむら社会に住みながら同時にむら社会の外に半身をおいていたキャドホダーが蓄積した資本を耕作地拡大に投下しようとする時、耕作強制をうけない自営地拡大として展開した訳である。

表4は調査地における中農の経営状況を示したものである。ここで中農に共通しているのは彼等がすべて土地改革以前にキャドホダー職にいたものである点であり、このうちa, b, e, gは土地改革以前にすでに自営地経営を開始していた。そしてa, b, gは土地改革後自営地をさらに拡大している。

一方、c, d, fは自営地獲得は土地改革以降である。このうちc, dは規模が小さく土地改革時に他の農民同様に地主より土地を取得したのだが、農民の共同所有地における<ガーウ>権をもつ農民になったのではなく、むらの共同所有耕地と分かれた分割地を取得した。したがって取得面積はむら農民の割当て地とあまり差がないが、その経営内容は利潤追求に農業生産の目

イランの土地改革と農業社会の変容

表4 中農の農業経営

	本拠とする むら	自営地面積	トラクター コンバイン の所有	<ガーヴ> 所有状況
a ゴラムレザー	ヘイル アーバード	200ha	T 1, C 1 (共同)	本人1, 弟 1
b アキラム	アグスード アーバード	20ha	T 2	息子2
c サーデグ	タージ アーバード	10ha	T 2 (1台共同)	なし
d アフラシアビ ー	エズ アーバード	15ha	T 1	本人1
e ゴルバニー	ドメア フィシャン	50ha	なし	息子5
f バッスリー	エス ファドロン	50ha	T 2	本人1
g ハージーアマ ン	ザンギ アーバード	80ha	T 3, C 3	弟1

的をおいており、ポンプ井戸設置へ投資して灌漑水量の増加とめざし、また厩肥、化肥を多投して集約的農業を行なうという特徴をもっている。土地利用の面でも冬作の二圃制をとる耕地はほとんどなく、夏作と冬作の輪作体系をとっている。

キャミジュンむらでは現在中農層に範ちゅう分けできるのは、すでに述べた共同耕作労働の単位であるハラーセ（組）において1人で6バンデガーヴをもつ農民（ガーヴバンド）である。彼は土地改革前に牛12頭、犁6、馬1頭をもち6人のバルゼギャルを雇っていた農民である。普通の農民が1バンデガーヴをもったのに対して6倍の規模をもち労働者を雇っていた点で土地改革以前にすでに階層分化を起こし上向した層である。こうした階層分化がみられたのは農民の経営権の比較的強いむらに限られ、農民の経営権の弱いむらではキャドホダーを除いて中農へと成長する可能性が土地改革以前には全く断たれていた。

2. トラクター請負い業

マルヴァダシト地方における中農層を特徴づけるものとしてトラクターおよびコンバインの特殊な利用があげられる。自営地経営に必要な台数を越えて

所有され、大型農業機械への資本投下が農業経営における有機的構成を非常に高くしている。この過剰な農業機械は中農層によってむら耕地に対する請負い業に利用されている。耕起、碎土、畔立て、脱穀の諸作業には牛、犁に代ってトラクターが利用され、コンバインの利用も進んでいるが、むらではそのほとんどが請負い業に頼っている。この請負い業を中心的に担っているのが中農層であり、請負い業によって表5に示すように高い利益を引き出している。

表5 コンバイン、トラクターの諸作業における請負い料（ヘクタール当り）とその支払い方法

	ポレノウむら	ペイルアーバード むら	タージアーバード むら
トラクター			
耕 起		600 リアル	400 リアル
碎 土	700 リアル		200 リアル
畔 立 て		150 リアル	100 リアル
灌漑溝作り		150 リアル	
脱 穀	収穫の3/100(現物)	収穫の3/100(現物)	収穫の2/100(現物)
コンバイン			
刈取、脱穀		収穫の7/100(現物)	

中農ハジーマーマンの場合、1972年段階でトラクター3台、コンバイン3台を所有していた。彼は自分のむらザンギアーバードに40ヘクタールの自営地をもち農業経営を行なっているが自営地経営での蓄積を農業機械に投資しトラクターおよびコンバインの請負い業を兼ねるようになった。そしてこの請負い業での蓄積をもとに1970年には約20km離れた別のむらに40ヘクタールの耕地を購入した。中農における資本家の経営への発展が耕地の拡大とともに請負い業の兼営に求められたのである。

請負い業の形成は土地改革による農業経営資本を十分にもたないむら農民経営の成立と農業機械化の進展による生産性の上昇を契機にして起った。そ

イランの土地改革と農業社会の変容

してこの請負い業者には4つの系譜をみることができる。

1) 企業的農業経営者。これはマーレキ・ライヤト制下すでにトラクターを所有していたが、現在請負い業は農場での利用後の機械の余暇利用的色彩が強く、経営者が請負い業に積極的に資本投下している訳ではない。

トラクター、コンバインの利用率を高めるといった性質のものである。

2) 町の商人。マルヴダシット町には店舗を構えた請負い業者がいる。これはかなりの規模をもち、ポレノウむらの脱穀作業に従事した請負い業者の場合トラクター10台、コンバイン4台を所有していた。

3) 農民およびホシネシーンの上向層。農業、賃労働、小商業、運送業等で蓄積した数人が共同で農業機械を購入し請負い業を兼ねる。この場合所有者みずから運転手でもある。

4) 中農層。

農村に基盤をもつという点ではこの3)と4)が農村での蓄積層を形成している。請負い業者の中にはマルヴダシット地方の外へ出稼ぎで農業機械をはこび請負い作業を行なう場合もみられる。²⁾

3. 農業経営と土地所有形態

中農層の耕地はむら農民の共同所有耕地にみられる共同耕作制と割替え制下ではなく、個別の自営地である。農業経営への意欲は大きく、灌溉用水の十分な確保のためにポンプ井戸もそれぞれ個別に設置している。土地利用は冬作の二圃制をほとんどとらず輪作が行なわれている。化肥、厩肥の単位面積当たり投入量はきわだって多く、化肥に関してはむら農民の6倍に及ぶ。圃場整備も進み集約化が企業的農場やむら共同耕地に比べて相当に進んでいる。単位面積当たりの小麦の収量をみるとむら共同耕地に比べて2倍、土地生産性では3倍以上に達している。³⁾

中農の土地取得にはマルヴダシット地方でとくに2つの特徴がみられる。

1) 山際に近い土地の取得。この土地は肥沃であるが、河川やガナートの水が届かない土地であり、この土地を取得し、ポンプ井戸を設置して灌漑農業を行なう。この土地はかつて末利用であるか非灌漑の劣等地であったが、現在は最優等地になっている。

2) 既存耕地の取得。旧地主から購入また借地の形で取得して従来の灌漑用水を利用した集約化するためにさらにポンプ井戸を設置する。

中農自営地の所有形態をみると近代的農場が共同所有（モシャー）が多いのに対して単独での所有が普通である。ポレノウむらの隣に位置するエスファドロンでは土地改革後旧地主の1人が耕地を数人の中農に売却したが、中農の共有の形ではなく各経営単位に土地を分割しての売却であった。所有と経営は一体になっている。

4. 中農とむら農業社会の関係

中農はその系譜がむらの農民であり、とくに土地改革以前のキャドホダー層であったことからむら社会とのつながりは密であり、むらの集落内に居住している。現在なおキャドホダーとしてむらにおける政治、社会のリーダーシップをもつものが多い。自営地を經營すると同時に本人または兄弟、息子が「ガーヴ」をもつ農民である場合が多く、むら農民社会と直接つながりをもっている。表4に示された中農のうちa, b, e, f, gが本人または兄弟、息子が1「ガーヴ」ないし5「ガーヴ」を所有している。むら社会のメンバーとしてむら共同耕地の農業經營に指導力をもつが、一方で自営地經營においても労働力利用をめぐる関係を強くもっている。

中農はその自営地が20ha以下の小規模な場合その労働力は家族労働が中心になる。しかし夏作の収穫、灌漑の諸作業には臨時の雇用労働の利用が不可欠であり、むら住民の中から調達している。規模の大きな中農の場合常雇の労働者が存在する。トラクター、コンバインのオペレーターについても同

イランの土地改革と農業社会の変容

様である。

中農はむら社会の構成員であることによってむらから多くの利益を引き出し得る。それは第一にむらの休耕地に対して中農所有の羊の放牧を可能にし、第二にキャドホダ職にある場合その職から一定の収入（各農民の小麦、大麦の収穫から100分の1ないし100分の2）を得ることができる。さらに第三に農民の農業経営に対して指導力を強めることによりむらのポンプ井戸の維持、管理、収穫物の共同販売、トラクター請負いを一手に引きうけそこから利益を引き出すことを可能にしている。すなわち中農のむら社会へのコミットは中農経営の一環をなしているといえる。

中農はむら農民に比べて企業的意識が強く、資本の拡大を目指し、農業、羊飼育、トラクター請負い業を行ない、むらの農業経営の中からも利益を求めるようとしているが、一方でこの層の中にはむらの結合を脱皮していく者もある。ハジーアーマンがその例である。彼はザンギアーバードむらに住み、むらで指導性を発揮しながら自営地を拡大し、トラクター請負い業も拡大してきた。しかし自営地拡大は単にむら周辺のみでなく、20km 離れた旧地主の土地に対してもなされ、本人はむらから離れ一般に企業的農業経営者がそうしているようにシーラーズに住んでいる。したがってむら社会との関係が希薄になり、現在自営地にはナマーヤンデ（マネージャー）を置き監督、管理に当たらせ、弟をむらに住まわせ、トラクター請負い業を担当させ、むら社会との接点としている。

5. 中農ゴルバニーの農業経営

ハジー・アリモハマッド・ゴルバニーは他の多くの中農と同様に土地改革以前にはポレノウむらのキャドホダーであった。すでに土地改革の前にみずからの自営地をもち、現在では50ヘクタール分に相当する耕地を所有している。また息子5人はポレノウむらにそれぞれ1＜ガーヴ＞をもつ農民であり、

むら社会とのつながりを維持し、その点で典型的な中農であるといえる。年令は調査時1972年に60才であり、土地改革以前に農民を誅求したいきさつからポレノウむら住民からは嫌われ、彼自身はむらでの指導力は全くない。

中農一般と同様にゴルバニーもまた成長する可能性を十分にもっているが彼自身の保守的性格から資本家の行動様式をもって発展する方向を農業經營の中に認めることができないでいる。かつてトラクターによる請負い業を兼ねたことがあったが、雇ったトラクター運転手に賃金をまとめて支払わざ信用を失い結局失敗に終っている。この点で先のハジーアーマンとは対称的である。

しかしながらゴルバニーの經營には資本家的發展を進めにくくさらに1つの原因があった。これは自営地における土地所有と經營形態の特殊性に基いている。ゴルバニー自営地の所有関係は他の中農と異なりモシャー（共同所有）であり、また經營者としての主体性を十分に持ち得ていない。

ゴルバニー耕地は旧プラキーむら（現在3つのむらに分かれ、3マズラエからなる）に位置している。旧プラキーの土地は現在、農民の共同耕地、中農の自営地と企業的經營農場から構成されている。表6は農民の共同耕地を除いた耕地全体を6ダーングで表わし、各土地所有者の所有持分をダーング数で示したものである。このうちFは各むらの農民が共同耕地と別に所有するわずかの自営地を総合したもので、これが全体の6分の1、すなわち1ダーングを占めている。農民の中にはこれが25ヘクタールに及ぶものもあり中農に階層分けされる。Fを除いた残り5ダーングはその所有関係がモシャー（共同所有）である。所有者各自は個別耕地を所有するではなく共同所有地に対する持分をもち、ダーング数はその持分の大きさを示している。ゴルバニーの場合、ポレノウむらの農民で親戚関係にあるバグミルザーと合わせて5ダーング分の共同所有地のうち0.5ダーング分の権利をもっている。そしてこの両者の間では持分は6対1に分かれている。

イランの土地改革と農業社会の変容

表6 旧プラキーむらの土地所有

A サルファンギ・ガランファルサー	1.5ダーング	共同所有（モシャー）
B アナーカット・ガランファルサー	1.5	
C ダーリーウシ・バグジュー	1.5	
D アリ・モハマッド・ゴルバニー	0.5	
E バグミルザー・ケシャーワルズ	1.0ダーング	
F 農民の自営地		

この共同所有地（5ダーング分の耕地）では経営と所有が分離している。このうち3ダーング分をもつB.C.は農業経営とは関わりない。超加利潤を地代として得る単なる地主である。一方、Aは1.5ダーング分の持分をもつが、この共同所有地全体に対する経営者であり、自分の持分以外に対してはモスター・ジェル（借地農業経営者）となる。

D, Fの持分に対してもAが経営者である。しかしゴルバニーはB, Cと異なり単なる地主ではなく、この経営に監督、指導の形で加わり、共同経営者ということができる。ゴルバニーは自分をナマーヤンデであると主張するようにこの農場でマネジャーとしての役割を果している。サルファンギは彼自身のナマーヤンデを雇い農場の管理、監督を行なわしめているが、ゴルバニーもまた同様の任務をもち農場に2人のナマーヤンデが存在する形になっている。ゴルバニーは土地所有を兼ねたナマーヤンデである。ゴルバニーのナマーヤンデとしての仕事の範囲は彼の持分比、全体の10分の1に相当する部分であり、労働力を調達し農作業の監督をする。例えば棉畑でのつみとり作業にはむらの娘、子供が臨時に雇われるが、その労働力は9対1に分けられ、10分の1に相当する部分はゴルバニーに雇われ監督される。また小麦の播種作業ではサルファンギのナマーヤンデが機械化されたプランターによって10分の9に相当する部分を分担していたが、その横でゴルバニーの監督下に彼に雇われた男がロバの背にのせた種袋から手で播種していた。すなわち作業はA, B, Cの持分とD, Eの持分の比で分担された。

表7 サルファンギ農場におけるナマーヤンデの管理分担、労働力提供分担

ナマーヤンデの管理分担	
A サルファンギのナマーヤンデ	9/10
D ゴルバニー	1/10
労働提供分担	
A サルファンギ	9/10
D ゴルバニー	1/10
内 D ゴルバニー	6/7
E バグミルザー	1/7

以上の仕事の分担によって収穫物はサルファンギとゴルバニーの間で9対1で分配される。もっともトラクター作業の多くは全耕地をサルファンギのトラクターで行なうためゴルバニーは収入からこの費用を差し引かねばならない。

ゴルバニーの10分の1の取り分はバグミルザーとの間でさらに6対1で分けねばならない。バグミルザーは6分1の分の労働および経費を負担しているためである。

5ダーンの共同所有地では経営者は結局サルファンギ1人であり、ゴルバニーは0.5ダーン分(10分の1の部分)に限って共同経営者であるにすぎない。したがって農業生産への意欲が経営に十分反映させることはできない。この点で独立自営地をもつ中農と比べて企業的意識を発展させにくい。

この企業的農業経営者サルファンギの経営する耕地は毎年の利用地でみると、冬作は小麦が240ヘクタール、大麦25ヘクタール、夏作は棉6ヘクタール、アルファルファ4ヘクタール、米17ヘクタール、ゴマ1.5ヘクタールである。土地利用は二圃または三圃であるため耕地全体は500ヘクタール余りに及ぶ。ダムからの灌漑用水の他にポンプ井戸を設置し、施肥量を増やして土地生産性を高めている。

このサルファンギが経営する共同所有耕地とは別にゴルバニーとバグミル

イランの土地改革と農業社会の変容

ザーの2人だけで所有する共同耕地がある。持分比は6対1であり、一般にバーグと呼ばれ規模はわずか1.5ヘクタールにすぎない。ゴルバニーが経営に完全に主体性を発揮し得るのはこの耕地のみで、中農としての限界もここにある。

農耕とともに家畜飼育が中農の間で熱心におこなわれている。現在それは農業経営上重要な位置を占め、休耕地のワラとアルファルファおよび飼料用大麦を利用して大規模に飼い、ゴルバニーもまた300頭の羊を個人的に所有し自給飼料に加えて購入ビートパルプを使って繁殖させている。羊1頭2000リアル4)（1972年）であるから羊のみで60万リアルの資産になる。現在羊飼育が彼の重要な資本投下の対象になっている。これは農業近代経営者のみならず中農が目指す一つの発展の方向である。

- 1) 一般にキャドホダーは地主からは現金による報酬を、そして地主の支配下にある分益農または定額小作農から現物による報酬を受けており、さらに賦役労働を徴収することもある。
 ファーレス地方各地ではキャドホダーのために総収穫量の10分の1が控除されている。（A. K. S. Lambton, *op. cit.* pp. 340~341）
- 2) ヘイルアーバードむらのコンバイン所有者ファラキナーズの場合、共同所有のコンバインによってフーゼスタン地方で請負いを行なっており、コンバインをもって他地方へ出稼ぎに行くのは請負い業者の中でかなり一般的にみられる。
- 3) 詳しくは拙稿、前掲論文 pp. 164-171 参照。
- 4) 1977年には羊1頭の値段が5,000リアルに高騰しており、ゴルバニーの羊は、150万リアル（600万円弱）の資産になる。

VII 土地改革以後の農村町の発展

土地改革以後農村地域に生じた変化に農村地域における町の発展がある。また町の発達によって地域の経済および社会関係に変化がみられ、新たな地

域構造の形成がなされた。イランでは本来的に都市と農村は経済的・社会的に対立した存在であり、また支配、被支配の関係にあった。地主制がイラン全体を覆っていたが地主はほとんどが都市に住む不在地主であり、地代が都市経済を支え、都市の消費生活、商業活動の経済的基盤となっていた。

一方農村から収奪された地代は農業再生産活動に投資されることは全くなく、農村における農民の経済活動は農村地域内でほとんど完結していた。しかしむら内部での分業関係が発達しなかったためむら間の経済関係は存在し、商業活動、手工業を発展させるむらがみられた。もっとも購買力は小さく、この分業化したむらの発達もきわめて限られた規模であった。

農民経済の発展がみられ、その結果農民の経済活動を媒介にした商業活動を中心とした町の発達がイラン全体で著しい現象としてあらわれるのは土地改革以降である。地主——都市、農民——農村町の図式における後者の発展であり、マルヴダシト地方においてもこうした動きは顕著にあらわれた。

マルヴダシトの谷にはこの谷のちょうど中央に人口約4万のマルヴダシトの町がある。谷を横断する国道に面し、豊かな農業地帯を背後に抱え、商業活動を中心に発展してきた。

1890年頃の紀行文をみると、この谷を北から入った人々は農業地帯を横切ってバンデアミールのむらに入り、山沿りの道をう廻してザルガンの町に入っている。現在の国道はまだなく、マルヴダシト町は影も形もなかった。¹⁾

マルヴダシト町はその歴史が非常に新しい。人口は1977年に約4万であった。しかし1967年の統計では周辺のいくつかの大村を含めて2万6000余りで²⁾あり、町自体では1万5000足らずであったと推定される。また1950年代中頃には町の中に商店が数える程しかなかったという。1935年、国営の砂糖工場がマルヴダシトの畑の真中に建設された。砂糖ダイコン栽培の奨励が政策として打ち出されその一環としての砂糖工場の建設であったが、町はこの工場を核にして形成された。しかし町形成が即座になされたわけではなく、地域

イランの土地改革と農業社会の変容

農村の経済的中心は旧来の商業的役割をもったバンデアミールやザルガーンの村や町であり、マルヴダシト町は1950年代にこれらの町、村に匹敵する商業町として成長し、1960年代に入ってとくに著しい発展をとげ、マルヴダシト地域の農村社会全体の経済圏の中心としてのしあがっていった。

マルヴダシト町の商店街は非常に賑かである。街路には村々から人々が集まり、自動車、バス、トラック、モーターバイク、馬車が行きかっている。街路沿いの約1500mの街並両側には約560の商店が並び、さらに街道に交叉する2つの街路も商店街になっている。商店の内訳は、雑貨屋、洋品店、食糧品店、薬屋、八百屋、肉屋、パン屋、染色店、穀物商店等であり、また自動車修理工場、トラクター請負業店、銀行、医院、宿がある。中でもとくに数が多く目立つのは雑貨屋である。日本でいう萬屋に相当し、商店全体の4分の1以上をこの雑貨屋が占めている。商品の内容より細かく分類すると荒物を中心とした雑貨屋と食糧品を中心とした雑貨屋、衣料中心の雑貨屋に大きく分けることができる。しかし画然とグループ分けできる訳ではない。バケツ、ランプ、繩、簾、ナベ、農具（鎌や鍬）、アラジン（石油ストーブ）、米、麦、豆類、砂糖、茶、塩、油、香料、タバコ、クツ、上着等々が並べられ、店では町の人々と並んで農村からの人々が買い物をする。すなわちむらの住民は必要とするほとんど総ての日用品を雑貨屋で求めることができる。農村の住民は直接町に出て店で必要品を購入するか、むら内の雑貨屋で購入するかの2つの方法をとるが、むら内の雑貨屋も定期的に町に出て、町の雑貨屋から品物を仕入れていく。

農村と町とは、農民によるこれらの日用品の購入の他に様々な形で関係をもっている。農村の羊は町の肉屋に売られる。年に一度マルヴダシト町の広場で羊毛の市場が開かれ、周辺農村から羊毛を売買に多くの人が集まる。むらではジュウタン織りが婦人の手で盛んにおこなわれているが、羊毛の染色はマルヴダシト町の染色屋に依頼する。

収穫時、農村に穀物商がまわり、小麦を買い集める。この穀物商はシーラーズ都市の商人とマルヴァダント町の商人であり、むら住民の中にはマルヴァダント町に出かけるのに小麦袋を抱えて行き、この穀物商店で現金に換えて日用品購入等の支出に当てている。

医院、中学校、役所の支所がマルヴァダントにおかれていて農村住民の社会生活に重要な役割を果している。ポンプ井戸用として多量に使われている石油もまた自動車のガソリンもマルヴァダントのスタンドで補給される。

要するにマルヴァダント地域農村の経済生活、社会生活にとってマルヴァダント町が地域経済社会の中心として絶対的役割を果している。

マルヴァダント町はその形成過程また発展過程から次の4点をその特徴としてあげることができるであろう。

第一に、砂糖工場の建設を契機に町が形成された歴史的いきさつから工場町という性格をもっている。工場の従業員の住宅がたち、労働者が集まり、その生活の場としての町であり、また彼等の消費生活を支える若干の商業活動をもった町であった。また砂糖ダイコンの収穫期には農村から工場へ運び込む砂糖ダイコンを積んだトラックや馬車が往来し、工場周辺をうめつくし、商業活動はより広くこの場に集まる農民をも次第に対象に加えるようになった。

第二に、街道沿いの町であることから交通の要衝であり、そのための機能をもつ町としての性格をもっている。もっとも40km南にシーラーズの都市があり、モータリゼーションの発達した今日、中継地的役割はほとんどない。ただ周辺の農村とマルヴァダントを結び、またマルヴァダントとシーラーズを結ぶ交通はマルヴァダント町を中心にして発達し、農村との間ではほとんどすべてのむらを放射状に結びつけている。

第三に、すでに詳しく述べたように周辺農村の社会、経済活動の中心として、地域経済圏の商業的中心地としての性格をもっている。すなわち農村の

イランの土地改革と農業社会の変容

経済活動の拡大の過程で成長してきたという側面である。1960年代、70年代前半のマルヴダシト町の発展を特徴づけているのはこの点にあり、とくに土地改革以降の農村社会の発展に基いている。すなわち農民が社会的、経済的に自立して、みずから商品作物生産者として表にあらわれてくる過程である。

1970年代のマルヴダシト町の発展にはさらにもう一つの理由があり、マルヴダシト町を性格づける第四点になっている。それはマルヴダシト地方に対する国家によるダム、水路、さらに畜産加工工場等への公共投資であり、また各種民間工場の建設である。すでに農村地帯では非農業人口が増加し、人口過剰の傾向を示していたが、これら労働力への需要が増大し、投資による効果によってマルヴダシト町の商業活動に対する市場が拡大した。また非農業就業者のマルヴダシトへの移住も進み住宅地としても発展した。すなわちマルヴダシト町は農業経済を基盤とした農村地域の中心としての商業町より複合的町へと変容し、現在そうした町として発展している。

マルヴダシト地方には農業と同時に商業活動を行なっている村がある。比較的大きな1000人以上の人口を抱える村であり、商業活動には古い伝統をもっている。中には町へと肥大したザルガン町もあるが、これら町や村は新しく発展したマルヴダシト町と全く異なる町構造をもっている。

マルヴダシト町の南10kmに位置するザルガン町は古い歴史をもち、街道沿いの交通の要衝にあることから開け、農業とともに商業町として発展した。しかし町の構造は村を拡大した形態をとり、親族結合と共同体的関係をもち、農業に対して商業が分離して周辺のむらの商業活動の中心として成長した。町のはずれには家族を中心に集まつた手工業集団も形成されている。すなわち景観も構造もマルヴダシト町とは全く異なっている。

1000年の歴史をもつダムに隣接するバンデアミールむらもザルガンの町と同様のむら構造をもちながら商業活動を行なっているむらである。住民は農

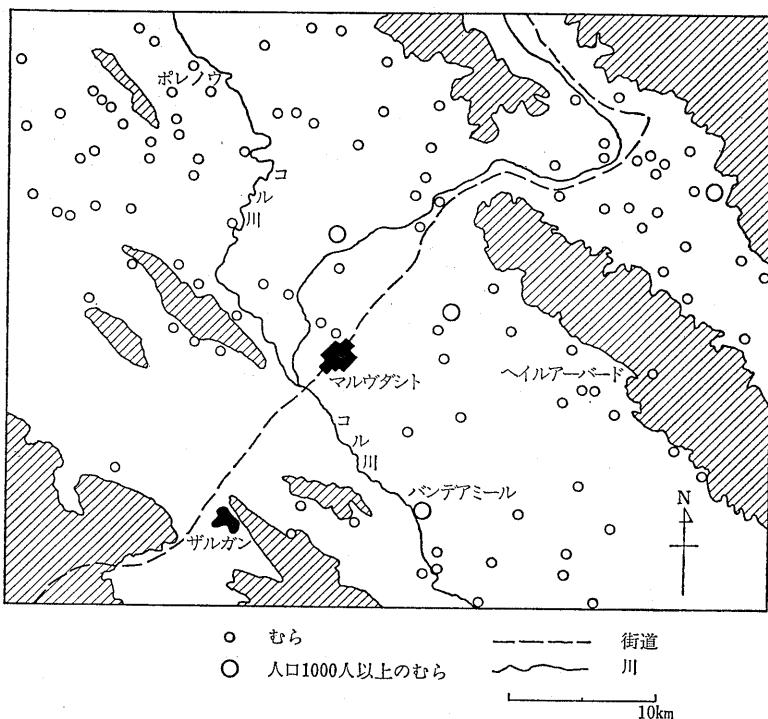


図9 マルヴァダシト町周辺のむら分布

業とともに商業に従事し、集落の周辺耕地はむら農民により耕作されている。商人は商店を構えた商店主である。集落内の商店は染色店3件、肉屋3件、八百屋3件、自転車修理店1件、雑貨屋6件、理髪1件、衣類店2件、さらに共同組合の店1件が確認された。調査時1972年にはマルヴァダシトの発展によってすでに閉鎖した店がかなりあった。またダムを利用した製粉場が特徴的であった。かつてポレノウむらでは自給用の小麦は25km離れたこのバンデアミールで製粉した。ロバで2日がかりの仕事で、帰りにはこのむらで日用品を購入した。

イランの土地改革と農業社会の変容

マルヴァダシト地方の農村は土地改革以前には分業関係のない農耕集落の集合であったといえる。むらはそのほとんどが農民とその家族によって構成されていた。わずかに雜貨屋が1、2件あり、理髪人がむらむらを巡回した。このむらの中にはパンデアミールむらのような商業活動、鍛冶屋をもつむらが点在した。そして局地的経済圏の中心的位置にあった。この農民の経済生活はしかし局地的経済圏の中で完結していたのではなく、商業活動を行なう町やむらの商人を媒介に都市シーラズとつながっていた。すなわち局地的経済圏の内部に商業活動を発展させた町やむらの形成があり、そこを中心に農民の商品経済関係がなりたっていたが、しかしこの経済圏内部での分業関係は十分に成立していなかった。

一方、マルヴァダシト町はその成立において商業活動を行なう他の伝統的町や村と異なっている。砂糖工場を核にして形成されたこの町は、伝統的社会関係を全くもたない自由な町として成長した。この町の住人の主体をなしていた商人はむらの商人と異なり共同体社会との関係を直接もたない。マルヴァダシト町の商人をその出身より大ざっぱに3つに分けることができる。

1) 遊牧民出身者。マルヴァダシトは遊牧民の通路になっているが、この遊牧民が個々に定着して店舗を借りて小売商店を経営した。肉屋についてみるとそのほとんどが遊牧民出身者である。

2) 周辺農村の出身者。むら社会より出てマルヴァダシト町で商業活動を行なった。これらはおもにマルヴァダシト町に近いむらの出身者であり、商業活動をもつ町や村の商人層のマルヴァダシト町の移住をも広くおこなわれた。

3) マルヴァダシト地方の外からの移住者。これには一部シーラーズの都市の出身者であるが、またまったくこの地方と関係のない遠方からの移住者も相当数存在した。いくつかの店舗と小さなホテルを経営する男の場合、彼はカスピ海沿岸のギーラン地方に600ヘクタールをもつ地主であったが土地改革で土地を失ない移住してきた。

マルヴダシト町が商業の町として発展するにともなって逆に従来の局地的な経済圏の中心にあった町や村の衰退が起りはじめた。バンデアミール村では40件近くあったと思われる商店中、1972年に約半数がすでに店を閉じており、76年にはさらに多くの商店が閉じていた。そして閉店後商人の多くはマルヴダシト町へ移住した。この現象はモータリゼーションの発達に原因があり、村々は自動車によって直接マルヴダシト町と結ばれ、より広いマルヴダシト地方全体に及ぶ経済圏が形成されることになった。この経済圏の端はマルヴダシト町までの距離が自動車で2時間以上であり、車のない時代にはほとんど関係をもち得なかった。

むらは総てマルヴダシト町と結ぶ交通機関をもっている。町にはマルヴダシト商人によるいくつかのバス会社があり、マイクロバスをもって村々と町とを定期的に（1日1～2往復）むすび、また多くのむらにはむら住民の資本による中型トラック、ランドローバー、荷台付乗用車があり、やはり町とむらを結びマルヴダシト町と村々を放射線状に結んでいる。³⁾

マルヴダシト町と村々とが直接に経済的に結ばれたマルヴダシト地方全域にわたる放射線状の経済圏の形成はモータリゼーションの発達を契機にしているが、1960年代から70年代にかけて継続的に進み、すでに1960年代はじめには他の従来の商業活動をもつ町や村を圧倒して広域な経済圏が成立していた。

マルヴダシト町の発展へのさらに一つの契機は土地改革である。土地改革以前には地主と農民の経済は全く分離していた。農村には分業関係のほとんどみられないむらが散らばり、地主層は都市、おもにシーラーズに住み、農村にはナマーヤンデ（支配人）をおいて農作業の監督をさせた。農民との間の分益による地主取分、3分の2ないし4分の3は総て都市にはこぼれ、地主の都市生活また商業活動の基礎になった。そしてこれが農業経営に再投資されることはない。この地主取分は都市の経済的基礎をなした。

イランの土地改革と農業社会の変容

農民は分益により3分の1ないし4分の1を取ったが、これは農民の再生産にぎりぎりの量であり、小麦は自給分に多く費された。その結果むら内部では分業関係がほとんどみられず、他方局地的な商品取引により商品経済が農民の経済活動を営んでいたが、農民の分益取分をもとにした商品流通は非常にかぎられていた。したがって商業活動を行なう町や村の発展はみられず、またマルヴァダシト町の成立後もその発展に限界があった。

1962年からの土地改革では、農民自身が経営主体として商品作物生産者となり、商品作物販売が農民の手で行なわれその量も増大した。棉、砂糖ダイコンの農民による生産とその拡大は百パーセント商品化する作物販売による現金収入を農民の手に握らせた。したがって商品流通量が急激に増加し、農民経済を基礎にしたマルヴァダシト町も結果として大きく発展することになる。地主経済——シーラーズ都市、農民経済——マルヴァダシト町と図式的に2つの経済活動の領域があり、農民経済の発展によるマルヴァダシト町の成長が土地改革を契機にして進んだといえる。

さらに、この時期は同時に農業生産への技術的進歩のみられた時期でもあり、ポンプ井戸の設置による灌漑水量の増大、化学肥料の投入が進んだ。化学肥料に関してはその投入で農民は収穫を約50パーセント増やすことができたという。また農業への公共投資も農業生産増大への役割を果し、農民を豊かにし、結果としてマルヴァダシト町の商業活動の発展への力となった。

農民経済を基礎にしたマルヴァダシト町は、1960年代後半より次第に姿を変え、周辺の工業発展と公共投資に対応した複合的な町へと発展するが、これはすでに述べた通りである。

- 1) Browne, E. G., *A Year amongst the Persians*, Cambridge Univ. Press, 1893,
pp. 279-280.
- 2) Bureau of Statistics Ministry of Economy, "Report on the Results of Annual
Industrial Survey in 1967."

- 3) マルヴァダシト町と周辺のむらとの交通関係については、田中紀彦「イランにおけるむらと町を結ぶ交通の農村的形態」『東京大学東洋文化研究所紀要』第70冊、1976年を参照。

VII 土地改革以後の近代化農政

土地改革によって地主制が廃止され、その後企業的農業経営、中農の成長がきわめて顕著であり、農業近代化への契機となった点で土地改革はイラン近代化農政にとって制度改革として一応成功であった。そしてその後農業技術の発展、生産性の著しい上昇を結果としてもたらした。しかしこうした動きと同時に従来の土地経営方法を継続して維持したむら農民経営をもそのまま残すことになり、農村にいわゆる二重構造を形成することになった。

土地改革以後農政として次のような施策が打ち出された。

- 1) ダム、水路建設による農業基盤の整備と農業生産力の増大
- 2) 農業の機械化、化学肥料の利用促進
- 3) 農産物加工工場の建設
- 4) 農業公社、農業会社の設立
- 5) 協同組合、農業金融の拡大

こうした施策は土地改革によって制度上の改革を行なった後の農業生産力の発展を目指したものであり、農業生産基盤の形成、農業技術の改良、農業への公私による資本形成を内容としてもっていた。

ダム建設をみると1960年代以降次々に大規模ダムが完成し、さらに現在建設中のダムが相当多数にのぼっている。ダム建設は石油による財政を基礎にしており、電力および都市飲料水、農業用水の多目的ダムであるが、その目的の中心は灌漑用水確保にあり、灌漑農地の拡大、既存灌漑農地における灌漑水量の増加にあった。そしてダム建設には地域農業開発が随伴的にたてら

イランの土地改革と農業社会の変容

表8 イランにおけるダム (1975年現在)

ダム名	川名	灌漑耕地(ha)	完成年次
シャーイスマーイール	ゴルバイガン	5,500	1957
アミールキャビール	カラジ	21,000	1961
モハマッドレザーシャー	デズ	96,300	1962
シャフバーヌーファラー	セフィードルード	240,000	1962
シャフナーズペハラビー	アブシーネ	2,000	1963
ファラフナーズペハラビー	ジャージルド	30,000	1967
シャーアッパースキャビール	ザーベンデルード	95,000	1970
ヴァシムギール	ゴルガーン	25,000	1970
アラース	アラース	90,000	1971
クーローシュキャビール	ザリーネルード	95,000	1971
シャープールアッヴァル	マファード	20,000	1971
ダリウシキャビール	コル	21,000	1972

(出所) Inan Almanac 1977, p. 210.

表9 化学肥料の消費量の推移 (1000トン)

年次	消費量	年次	消費量
1956	2	1965	86
57	5	66	124
58	15	67	214
59	20	68	184
60	36	69	208
61	39	70	243
62	47	71	328
63	55	72	379
64	57	73	364

(出所) 1956~64は、J. Bharier, "Economic Development in Iran 1900~1970", 1971. p. 144.

1965~73は、Statistical Center of Iran, "Statistical Yearbook of Iran 1973", p. 185.

れた。

農業の機械化、とくにトラクターの普及は1960年代はじめからコンスタン
トにみられ、国内での生産もはじまり、70年代に入って急激な伸びを示して
いる。化学肥料の使用量もその伸びは急激であり、国営肥料工場の建設も進
められた。

農業金融の面では協同組合や農業銀行を通して企業的農業経営者、中農に
対してと同時にむらの農民に対して農業経営資金の貸付けがおこなわれてき
た。これは土地改革によって地主より離れ自立したむら農民経営に対して經
営体として欠乏した農業経営資金を援助して生産力を高めるのを目的とした。

こうした土地改革以後の農業政策の展開については稿を改めて詳しく述べ
る必要があるが、1970年代に入ると食糧問題が現実的な国策問題として表面
に現われはじめた。食糧需要の逼迫、そして食糧品輸入の増大に対して食糧
自給率を高めることが農政の重要な課題となった。そこには石油以後の問題
もからんで食糧自給体制の確立に「黒い石油から白い石油（農産物）へ」の
スローガンもみられるようになった。この国家政策の課題を前に農業近代化
の諸政策はその目的が明確化された。すなわち農業政策の論理として生産性
が総てに優先してその前面に押し出されてきた。

この生産性の論理の下で矛盾となるのが伝統的な土地経営方式を残したむ
ら農民経営である。土地改革後二重構造を解消することが農政の課題となり、
農業会社、農業公社の設立が政府の上からの改革として打ち出されることに
なった。生産性上昇がイラン全土での課題であり、この生産性上昇の点より
考えると農村が非経済的な単位に分割されないことが政策としてなされるべ
きとされ、そのための経済的に効率よい単位の形成が必要となり、そこでむ
らを選び農業公社として管理することの重要性が指摘された。¹⁾

農業会社、農業公社の設立は、この農業政策、すなわち生産力主義に徹す
る近代化農政の最終目標として出された政策である。すでに詳しく述べた土

イランの土地改革と農業社会の変容

地改革の第一、第二段階の実施以降の矛盾であるむら農民経営をより生産性の高い経営体に移行させる試みとして農業会社、農業公社として上から強権によって実施されたのである。農民による共同所有、伝統的土地経営方式を廃止し、そこに農業会社による大規模農場また政府経営による大農場を形成するこの政策は1960年代はじめの土地改革に続く土地改革の第三段階ともいうべきものである。

この農業会社、農業公社は生産力主義の農政の結果であるため、高い生産力を保証し得る地域を中心に設立された。たとえば灌漑用水が多量に確保され飛躍的な生産性（とくに土地生産性）の上昇が条件づけられる農業地帯、また周辺に利用可能な広大な土地を抱えていることが設立の条件として必要であり、すでに設立された農業会社、農業公社はダム建設によって灌漑用水²⁾の大幅な供給が可能になった地域に多く立地している。

農業公社については停滞的な農業の後進地域にむしろ設立すべきであるという批判があるが、生産力主義が農業公社設立の条件である限り効率が優先し、したがって比較的農業生産の条件の良い地域で設立されることになる。

フーゼスタンのデズフル地方の場合、モハマッド・レザーシャー・ダムとそこからの水路の建設によって灌漑地域全体に農業開発計画がたてられすでに完成している。約11万ヘクタールの規模をもち、ここにアメリカの農業会社による10,000ないし20,000ヘクタールの4つの大規模農場、政府直営の11,000ヘクタールの砂糖キビ農場、それに計12,000ヘクタールの4つの農業³⁾公社が設立されている。この開発計画地域にはかつて130のむらが存在した。むらの解消により農民の多くは離農したが残った農民は農業会社の労働者、農業公社の契約労働者になっている。

マルヴァダント地方では1972年のダム完成以後7つの農業公社が設立された。ポレノウむらもその1つに吸収された。企業的経営農場、中農の耕地を除いたむら農民経営の耕地だけを、むら数にして5～8を合体させて1農業

公社の農場とした。政府からは農業技術者として役人が派遣され、経営権をもって機械化による合理的経営を行なっている。むらの農民は<ガーヴ>権を失うかわりに株に相当する権利をもち、農業公社の会計上利潤として計算された部分の中から配当を受けとった。農業公社の農業労働には、農民の約30パーセントが雇われているにすぎず、残る70パーセントは離農している。しかしマルヴァダシトでは公共投資また工場建設による労働力市場があり、離農者が就業する十分な機会が存在する。

農業公社は経営の近代化と高い生産性が設立の第一の目標であるため高度の機械化による農業労働の省力化と灌漑水量を増やし化学肥料を多投して企業的農場と同じ經營形態をとった。したがって雇用労働者数は低く抑えられ利潤追求を第一義とした国営の農場といえる。

土地改革による制度上の近代化政策、その後の生産力主義の台頭による近代化政策の生産性追求、このいすれにも矛盾した土地改革により残ったむら農民経営。この矛盾の解決の方向が農業会社、農業公社の設立であった。ここには大農場経営、資本主義的農業経営の論理が貫いており、伝統的土地経営方式を廃して自立した小農として成長しようとするむら農民の間にみられる動きを育てていく政策が取られなかった。これはイラン近代化政策が強権と石油による莫大な資金を背景にして可能であった。農民によるこの農政への批判は、潜在的に強く存在したが、イラン革命の成功によって小農の自立的經營の推進の方向へと再検討をせまられることになろう。

- 1) D. R. Denman "The King's Vista" 1973, p. 210.
- 2) 農業公社の中には、イラン国境に設立され、国境の治安を目的としたものもある。
- 3) Vzārat Keshāravarzī va Monāb' Tabī'i, *po. cti.*

イラン・アメリカ会社	20,488ha
シェル・コットン会社	17,399ha
イラン・カリホルニア会社	10,536ha

イランの土地改革と農業社会の変容

ハワイアン・アグロビジネス会社	16,744ha
農業公社	11,888ha
政府経営砂糖キビ農場	11,100ha